平成３０年度南大隅町議会定例会１２月会議　会議録（第１号）

招集年月日　　平成３０年　４月　３日
招集の場所　　南大隅町議会議事堂
開　　会　　平成３０年　４月　３日　　午前１０時００分

開　　議　　平成３０年　１２月　１２日　　午前１０時００分

応招議員　　全　　員
不応招議員　　な　　し
出 席 議 員

１番　浪　瀬　敦　郎　君	６番　水　谷　俊　一　君	１０番　大久保　孝　司　君
２番　松　元　勇　治　君	７番　日　髙　孝　壽　君	１１番　木佐貫　徳　和　君
３番　津　崎　淳　子　君	８番　大　坪　満寿子　君	１２番　川　原　拓　郎　君
５番　後　藤　道　子　君	９番　持　留　秋　男　君	１３番　大　村　明　雄　君

欠 席 議 員　　な　　し

会 議 録 署 名 議 員　：（１２番）川原　拓郎　君　　（１番）浪瀬　敦郎　　君

職務のための出席者　：（議会事務局長）濵川　和弘　君　（書記）立神　久仁子　君

地方自治法第１２１条の規定による出席者

町　　長	森　田　俊　彦　君	経　済　課　長	川　元　俊　朗　君
副　町　長	白　川　順　二　君	教育振興課長	上大川　秋　広　君
教　育　長	山　﨑　洋　一　君	税　務　課　長	上之園　健　三　君
総　務　課　長	相　羽　康　徳　君	建　設　課　長	熊之細　　等　　君
支　所　長	馬見塚　大　助　君	町民保健課長	田　中　輝　政　君
会 計 管 理 者	下　園　敬　二　君	総務課課長補佐	愛　甲　真　一　君
企　画　課　長	尾　辻　正　美　君	総務課課長補佐	中之浦　伸　一　君
観　光　課　長	打　越　昌　子　君	総 務 課 主 幹	山　里　真奈美　君
介護福祉課長	下　園　ひとみ　君	総務課財政係長	石　畑　光　紀　君

議　事　日　程　：　別紙のとおり
会議に付した事件　：　議事日程のとおり
議 事 の 経 過　：　別紙のとおり

散　　会　　平成３０年　１２月　１２日　　午後　３時　４５分

議　　事　　日　　程

日程第　１　　会議録署名議員の指名

日程第　２　　審議期間の決定

日程第　３　　諸般の報告

日程第　４　　一般質問

（議案上程、説明）

日程第　５　議案第２６号　平成３０年度南大隅町一般会計補正予算（第７号）について

日程第　６　議案第２７号　平成３０年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第　７　議案第２８号　平成３０年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第　８　議案第２９号　平成３０年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第　９　議案第３０号　平成３０年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第５号）について

日程第１０　議案第３１号　平成３０年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第２号）について

日程第１１　議案第３２号　平成３０年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

議長（大村明雄君）
　ただいまから、平成３０年度南大隅町議会定例会１２月会議を開きます。
　議事日程表により本日の会議を開きます。
　本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりであります。

▼　日程第１　会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）
　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。
　会議録署名議員は、会議規則第１２１条の規定によって、「川原　拓郎君」及び「浪瀬　敦郎君」を指名します。

▼　日程第２　審議期間の決定の件

議長（大村明雄君）
　日程第２　審議期間の決定の件を議題とします。
　１２月会議の審議期間は、本日から１２月２１日までの１０日間にしたいと思います。
　ご異議ありませんか。

　　（「なし。」という声あり）

議長（大村明雄君）
　異議なしと認めます。
　したがって、１２月会議の審議期間は、本日から１２月２１日までの１０日間に決定しました。

▼　日程第３　諸般の報告

議長（大村明雄君）
　日程第３　諸般の報告を行います。
　一般的事項につきまして、お手元に印刷配付いたしておりますので、口頭報告を省略します。

▼　日程第４　一般質問

議長（大村明雄君）
　日程第４　一般質問を行います。
　順番に発言を許します。
　まず、川原拓郎君の発言を許します。

〔　議員　川原　拓郎　君　登壇　〕

１２番（川原拓郎君）
おはようございます。
１年過ぎるのもあっという間に、今年も残すところあと半月余りとなりました。
今年１年を振り返り、全国で災害の多発した１年ではなかったのかと思うところであります。北海道地震、西日本豪雨水害、相次ぐ台風の上陸、特に２４号は町内の畜産農家に大きな被害をもたらしました。また記憶に新しいのは、硫黄山の噴火により水稲の作付けが余儀なく断念された湧水町、伊佐市の農家は大打撃となりました。国、県、自治体の支援により１日も早い復旧・復興をし、営農再開出来ることを強く望みながら、通告しておきました２問④項目について質問致します。
１問目、一次産業の振興について。
全国的な社会現象により進んでいる人口減少は、労働力不足、人手不足で産業、経済に大きな影響をもたらしております。人手不足解消の為には、どうしても外国人労働力に頼らざるを得ない状況にあるのは言うまでもありません。
町内でも２法人が既に１０名の外国人労働者を受入れられております。また、個人の農家でも受入れを計画されておられるようですが、そこで質問いたします。
①項目、外国人労働者の受け入れ農家、企業に対しての支援策は考えられないか伺います。
②項目め、産業振興支援事業補助金を見直す考えはないか伺います。
③項目め、第一次産業就業者向け住宅支援事業の進捗状況を伺います。
２問目、交通安全対策について。歩道の利用がない町道のガードパイプを撤去して、車道を広くすることは出来ないか伺います。
以上、壇上からの質問を終わります。

〔　町長　森田　俊彦　君　登壇　〕

町長（森田俊彦君）
川原議員の第１問第①項「一次産業の振興について、外国人労働者の受け入れ農家、企業に対しての支援策は考えられないか伺う。」とのご質問でございますが、農業分野における技能実習生の受け入れ数は増加が続き、本町においても既に複数の農業法人が、外国人労働者を技能実習生として受け入れており、今後ますますの増加が想定されます。
技能実習生を受け入れる場合、適切な宿泊施設を確保する必要があり、既に、農業以外の町内企業からも、外国人労働者の受け入れの為、空き家等の斡旋依頼を受けております。
今後、町内法人等から、外国人労働者の受け入れに際し、宿泊施設の斡旋等の依頼があれば、必要な支援を行ないたいと考えております。

１２番（川原拓郎君）
近年、人口減少による労働者不足、

（「マイクを意識して。」との声あり。）

不足は喫緊の課題でもあるわけですが、既に町内の２法人は、労働者労働力不足のために１０名程度、高山の方に４名、そしてまた、佐多地区の方の農場にも４名、そして

また、果樹の方にも２名、既に受け入れられているんですけど、ただ、その企業から要請があったのは、住宅がどうしても空き家住宅では、改修しなければならない部分もあるんですけど、とにかく住みづらいというようなことで、提案なんですけど、学校跡地利用は活用出来ないかということを相談を受けました。学校、大きなやっぱり建物である以上、ちょっとした寂しさもあるんですけど、教育実習、或いは、研修施設として宿泊出来るような体制で、改修して住むようにはできないかということを相談を受けたんですが、そこら辺については、どのように考えておられます。

町長（森田俊彦君）
　担当課長に答弁させます。

企画課長（尾辻正美君）
　議員お尋ねの外国人技能実習生の宿泊施設として学校跡地利用出来ないかというご質問でございますが、農業法人の外国人技能実習生の受け入れ、これは従業者数によりまして制限があるというふうに聞いております。１法人は、非常に規模の大きい企業ですので、普通の小さな農業法人数１年間初年度３名、３年間で９名。ただ、大きな企業になりますと、もうちょっと多くの技能実習生を受け入れることが可能なのかなというふうに考えております。
　お尋ねの学校跡地、地区民の理解が得られましてですね、そして、もしそういう学校校舎、改修して提供するぐらいの人数がいるのであれば、今後庁舎内で協議をしていきたいというふうに考えております。
　以上です。

１２番（川原拓郎君）
　非常に前向きな答弁なんですけど、既に今個人で経営されている農家の方も、いわゆる人手不足、収穫の時にどうしても人手が足らないということで計画されている農家もあります。ただ、住宅については今後どうしていったらいいのか。空き家を改修してそこに住んでいただくのか。ただ、この外国人となれば、いわゆる交通手段がありません。結局、この受け入れをされているのが、今現在が、近くでは高山の商工会がされているんですけど、やはり自転車等を持たせなければならない。もちろんそこは、企業個人が提供される部分なんでしょうけど、そういったところから、やはり、学校或いはそういったまた空き家を改修して住んでいただく方向というのが一番いいのかなというふうにも思いますので、そこら辺はまた支援策として、ひとつ町の方でも検討していただければというふうに思います。
　それから、この支援をする為にブロンズ人材センター、いわゆる商工会が今、管理団体となって、商工会だけじゃないんですけど、高山の商工会が管理団体となって、そこに企業の方も申し込まれてされているんですが、ブロンズ人材センターの中に管理団体を置いて、そこが中心になって事務手続き、色んな事務手続きをされて支援する方法、そういったことは出来ないものか。そうすることによって、また容易に出来るんじゃないかというふうにも思いますが。

町長（森田俊彦君）
　高山の商工会のですね、外国人の受入れ体制というのは、非常に早くから取組まれておられまして、県下全域みんなでやった方がいいんじゃないかというような話も過去には出ております。しかし受入れられる民間団体みたいな所がやっぱり投資されるような

格好でやってらっしゃるようでございます。
　そういう状況の中で今、今回国の制度設計がどういうふうになってくるのかというような部分も、我々もまだ未知数な状況ということ。それと県の方にもですね、２年程前からマンパワーが足らないことで要請はしております。県もこれに応えて、今回外国人受入れに関しましては、何らかの措置をしたいというふうなちょっとお答えもいただいておる状況でございます。それで今、先程言われましたこのブロンズ人材センターは、うち町単独でやってる事業でございますけれども、ただ人材派遣的な部分で言いますと非常にこの合致した話になりますので、今後取組み姿勢を全面的に取組んでいきたいというような格好で検討していきたいというふうに思いますので、別な団体ですので、我々の方からの要請でブロンズ人材センターの方には要請していきたいというふうに思っております。

１２番（川原拓郎君）
　町のブロンズ人材センターも社団法人になっておるわけですので、是非受け入れられる管理団体をおかれる部分については何も問題はないかと思いますので、そこら辺を加味しながら進めていただければというふうに思います。
　次、お願いします。

〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕

町長（森田俊彦君）
　次に、第②項「産業振興支援事業補助金を見直す考えはないか伺う。」とのご質問でございますが、産業振興支援事業につきましては、第一次産業の担い手確保対策として認定農業者・認定新規就農者、漁業担い手、林業担い手等の自立を促し、地域特性を生かした将来性のある第一次産業の成長化を目的としているところであります。
　本事業は、平成２７年度より平成２９年度を第１期として、多数の経営体が施設整備や機械導入に活用いただき、各経営体の生産基盤の強化が図られたところであり、さらなる生産基盤強化のため、本年度より第２期対策として、予算措置を行ったところでございます。
　本事業の活用により、個人経営体より法人経営体への発展を期待するものでありますが、近年、法人経営体からの要望も数多くあります。
　そのような状況を踏まえ、事業の対象者については、経営規模等を勘案しながら法人まで拡大するよう検討してまいります。

１２番（川原拓郎君）
　この第一次産業成長化支援事業、産業振興支援事業なんですけど、非常に一次産業、また特に農業を経営する者にとっては素晴らしい事業だなというふうに前から、前々から説明の中でも受ける中で思っておったところでございます。２８年度１千６百 13 万３千円、２９年度１千５百 29 万４千円と高額の補助金が出されているんですけど、本当農家の方々も助かっておられます。
　そういった中で、私も法人を設立してから約 20 年なるんですけど質問をしづらい部分もあるんですが、さっき答弁の中にもありましたように、法人農業で 36 だったですかね、のある方々からも法人からも要請がきております。なんで個人経営にだけ対象となるのか、法人にはなんで対象にならないのかと。いわゆる、今後畜産農家が１０年後を見たときに、これは畜産農家だけには限らないんですけど減っていく状況というのは

もう目に見えております。いわゆる、１０１戸ある農家がですね、後継者がいない農家というのは、１３０戸ある中で後継者がいる農家というのは、わずか２９戸です。これは６０歳以上なんです。全体の中でですね、２９戸。いないのが１０１戸なんです。これも一つの喫緊の課題、後継者対策も喫緊の課題なのかなというふうにも思いながら、いわゆる投資をしていく中で、特にこの機械類、対象となる事業の中の機械類については、非常に投資額が大きいもので、これに補助をしていただくというのは非常に本当ありがたい事業であります。

法人として私も申請をしましたところ、法人には対象にならないよということを言われまして、そうなんですかとそれで止めておったんですけど、やっぱり他の法人からも要請がありまして、今回質問をさせていただきました。見直していくということですので、是非そのように進めていただければというふうに思います。

この３０年度以降も継続して支援してもらえますとあるんですけど、これ年数を区切ってやはりされるんですか。この事業は。

町長（森田俊彦君）

担当課長に答弁させます。

経済課長（川元俊朗君）

先ほどありましたご質問のようにですね、第１期が平成２７年から２９年まで３年間ということで、第２期、今３０年から３２年までを予定をしているところでございます。

以上です。

（「３０年以降も。」との声あり。）

（「３３年。」との声あり。）

失礼しました。

３０年から３３年までの３年間を第２期としているところでございます。

（「３３年で４年になる。」との声あり。）

３０、３１、やっぱり３２です。

失礼しました。

３２年の３年間を第２期としているところでございます。

失礼しました。

（「了解しました。議長ごめんなさい。」との声あり。）

１２番（川原拓郎君）

（「座って。」との声あり。）

失礼しました。

法人のにも見直していくという町長の考えですが、当初予算には来年計上をされる計画ですか。率直な答弁を。

町長（森田俊彦君）
　後ほど担当課長に答弁させますけれども、先ほどの答弁の中でも申しましたように、経営規模に合わせてということを申入れております。
　基本的な考え方としましては、個人経営体を法人に促す、そういう目的が我々としてもあります。ただ、なられた法人としてまだ規模としてまだ確立されてないとか、今から大きくなっていくんだというようなものを促す部分では我々も考えていきますので、そこら辺を勘案して、多分当初予算で検討していくのかなというふうにも思いますが、一応経済課長からも答弁させます。

経済課長（川元俊朗君）
　当初予算の関係でございますけれども、第一次産業個人の経営体について、当初で１千６百万ほどの事業で組んでおりますので、今後法人等の内容を見直しをしまして、要綱等を改正しながら進めていくわけなんですけれども、その様子を見ながらですね、補正等で対応をしていきたいというふうに思ってるところです。
　以上です。

（「はい。次、お願いします。」との声あり。）

〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕

町長（森田俊彦君）
　次に第③項「第一次産業就業者向け住宅支援事業の進捗を伺う。」とのご質問でございますが、第一次産業就業者のうち、新規就業者につきましては、就業から経営安定までの間は、賃貸住宅、若しくは空き家バンク等により対応出来るものと考えております。
　経営安定後の第一次産業就業者が住居を建築する場合の支援策といたしましては、定住促進住宅取得資金補助金により、建築費、地域加算及び家族構成加算により支援を実施しており、平成２９年度以降、後継者を含む８人の第一次産業就業者の住居建築に対して、支援を実施しております。
　ご質問の第一次産業就業者向け住宅支援事業につきましても、アンケート調査の実施、導入事業の検討を行ったところでございますが、現在のところ難しい状況でございます。
　今後も地方創生の取組みの中で、導入事業等を検討してまいりたいと考えております。

１２番（川原拓郎君）
　この就業者向けの住宅支援、私は個人的にも町長にも前から話す中でお願いしておった事業なんですけど、町長が、去年６月の所信表明の中で述べられておったもんですから気になっておったんですが、新規就農者を含む第一次産業就業者向け住宅支援については、現在、企画課、観光課、経済課、建設課による４課連携により協議を進めておりますと。魁や漁業、商工会と若者等に向け、女性の視線を含め、アンケート調査を実施しております。今後、動向を分析して対象者のニーズに寄りそう支援策を検討し、必要があれば産業振興基金を活用していくという述べられております。
　ずっとこのことを私は進んでいるのかなというふうに思ったんですが、何か一応中断しているような格好の答弁のようですけど、今後もやはり検討はして参られるという答弁ですが、もう一回そこら辺について答弁を。

町長（森田俊彦君）
　担当課長にそれぞれ答弁させます。

企画課長（尾辻正美君）
　ご質問の第一次産業就業者向け住宅支援事業でございますが、昨年、関係課、企画課、経済課において協議いたしました。長期賃貸住宅、短期住宅、これは就農体験・移住体験用の住宅、それと譲渡型の住宅でございます。
　長期賃貸住宅につきましては、空き家等の活用を検討することといたしまして、短期住宅につきましては、空き家を活用したお試し住宅、これで進めていこうということになっております。
　この譲渡型の住宅ですが、これは県外の６市町村の先進事例を基に色々調査、研究を行ったところでございますが、だいたい年齢制限があるということ、貸付期間が１０年から３０年間、そして、１番の問題点が町営住宅として建設した場合、事業費の上限が出てくるということでございます。
　町長答弁にありました８名の就業者の住宅１千５百万超、2 千万を超えるものもございます。これを町営住宅として建築した場合、実施設計から工事単価どれぐらいで納まるのか。そして超える部分、個人の農業者が、第一次産業従業者が自分で出すから良いものをと言った場合に、それが果たして可能かどうかということでございます。協議の段階ではだいたい１戸当たり１千５百万円というような上限を設けるとした場合、恐らく就業者の望む家は出来ないんではないだろうかというところで、今、ホバリングの状態でございます。
　町長答弁ありましたとおり、適正な事業があればですね、また取組むことも出来るんでしょうけど、第一次産業就業者だけを対象とした、そういうものは、町内全体最適思考、こういう観点からすると、もうちょっと検討させていただかなければいけないのかなというような状況でございます。
　以上でございます。

１２番（川原拓郎君）
　その建築については私どもは全く素人なんですけど、いわゆるその有利な起債があれば、単に考えると、仮にこれを地方債でやった場合に７割ですか、負担、あと３割をその農家が仮に建築出来た場合、農家が３割を負担していく。それを使用料として払っていって、払い終わった後は、その農家に売り渡すという方法は出来ないものかという、常に私はそこを考えておったんですが、この質問については、以前大久保議員からの方からも出されておった質問でありまして、出来ることならそういう条件のいい、起債出来る事業があるとするならば、今後前向きに進めていかれたらというふうに私の方からも要請しておきます。
　次、お願いします。

〔　町長　森田　俊彦　君　登壇　〕

町長（森田俊彦君）
　次に、第２問第①項「歩道の利用がない町道のガードパイプを撤去し、車道を広くすることは出来ないか伺う。」とのご質問でございますが、ご質問の場所は、町道横別府中央線の旧滑川小学校周辺の歩道であると考えておりますが、当時小学校もあり、児童や地域住民の安全を確保する観点からガードパイプが設置されたものと考えております。

交通安全施設は、歩行者や自動車などの道路利用者が、安全に道路を通行するために設置される施設であります。
現地は、横別府地区の中心地域であり、郵便局等の公共施設や商店もあることから、道路管理者としましては、現状維持を考えているところであります。

１２番（川原拓郎君）
一例として、私は横別府地区の滑川消防車庫からのあの部分を出来ないかというふうに質問するところなんですが、こういった箇所というのは町内には何箇所ぐらいあるか、調査をされたことがありますか。

町長（森田俊彦君）
建設課長に答弁させます。

建設課長（熊之細等君）
調査をですね、した経緯はございませんけれども、町道でこういう類いの部分っていうのはこの旧滑川小学校のこの町道だけではないかというふうに考えているところでございます。

１２番（川原拓郎君）
現状維持という答弁をいただいたんですけど、現地を私が通告してから確認されたと思いますが、あそこの箇所のガードパイプ、いわゆる小学校があって、どうしてもその施設、交通安全施設ということでガードパイプが設置されていたという経緯は十分分かります。しかし、今あの現状を見る限り、歩道としての機能は全く利用されていないような状況です。いわゆる、ガードパイプはもう腐れて、段々錆びて、脱落しそうな感じであるし、歩道はもう青のりが生えて、また雑草は中の方に生い茂ってきておるんですが、あそこのカーブはどうしても郵便局の、あそこの狭いカーブなんですけど、もちろん見通しも悪くてカーブミラーも立ってるんですけども、機能をしてない歩道はあのまま残して如何なものかなというふうにも思いますが、あそこを以前２、３年前まではおばちゃんが２人で散歩をするのは見かけておりました。しかしながら、歩道は歩かずにして車道を結局歩いて、あそこを通り過ぎるまで大型車両は停まっておった経緯もあります。私も確認しております。私も毎朝あそこを通るのに時間帯では交通量も多いし、何とかこのガードパイプを撤去すれば、いわゆる１メートルぐらい広く、１メートルないかな、撤去して広くすることによって、かえって安全に交通出来る、通行出来るのじゃないかというふうに私個人思うんですが、そこまでは検討されなかったですか。

建設課長（熊之細等君）
この前ですね、現地も確認しております。確かに議員がおっしゃるとおり、ちょっと歩道については青のりがついてる状況でもございました。また自治会長さんに会う機会がありましたので、何人ぐらい歩いてらっしゃいますかっていうことで確認し致しました。１人から２名は今のところは歩いているというような回答もいただきました。
また、先般、歩道を歩いてらっしゃる方から歩道が一部陥没をしているというような連絡もいただきましたので、現状を考えますと、そのガードパイプも若干古くはなってきておりますけれども、撤廃することが、取ることがですね、果たしていいものかどうかっていう部分で、交通安全施設という観点からは、やはり残すべきではないかというふうに考えているところでございます。

１２番（川原拓郎君）
　去年の大橋から大柄根公民館の入口まで前の古くなったガードパイプを撤去して、またそこに新しく設置されましたよね。ああいうやっぱり工事の仕方というのは如何なものかと思うんですけど、交通安全施設だから現状維持で残すという説明の中で、不必要なものは私は出来れば撤去して、道幅が結局広く、かえって広くなるから、安全に車輌にしろ通行出来るのじゃないかというふうに考えておるんですが、今後このようなやっぱり施設を撤去しないでそのまま修復、或いはまた設置していくというような考え方でおられるのか伺います。

建設課長（熊之細等君）
　昨年補修した部分につきましては、路肩が陥没をして前後がガードパイプでもあったところでございます。そういう事から原状復旧ということで実施しております。今後も場所によってはということではありますけれども、基本的には原状復旧をして、交通安全対策に努めていくようにというふうに考えているところでございます。

１２番（川原拓郎君）
　逆に、私は撤去することが交通安全対策になるのかなというふうに感じたもんですから、ここでやり取りをしておっても始まらないですので、いわゆる住民の意見を聞いて、実際本当に撤去した方がいいのかという、そういう方もいらっしゃったもんですから質問を出しました。そういう意見を踏まえながら、また前向きに進めていただければというふうに思います。
　以上で、質問を終わります。

議長（大村明雄君）
　暫時休憩します。

１０：３５ ～ １０：３８

「佐多小学校児童（６年生）自己紹介あり」

議長（大村明雄君）
　休憩前に引き続き会議を開きます。
　次に、持留秋男君の発言を許します。

〔　議員　持留　秋男　君　登壇　〕

９番（持留秋男君）
　おはようございます。
　先ほど佐多小の６年生の方が本日の傍聴に来てくださいまして自己紹介していただきましたけども、この前、私、肉の消費拡大ということで一緒にステーキをば食べた仲間の持留秋男でございます。美味しかったですか。

（「はい。」との声あり。）

はい、ありがとう。これからも牛肉のいいのを食べて下さい。
前置きはその辺りにいたしまして、先般通告いたしておりました２問③項について質疑させていただきます。
まず、基幹産業振興についてということで、先ほど川原議員からも出ておりましたけれども、高齢化、担い手不足、鳥獣害被害等により耕作放棄地が多くなるばかりだが、どのような考えでいるか伺うということでございます。
２問目でございますけれども、国道２６９号線、浮津－伊座敷間の安全対策についてということで、まず１番目に、伊座敷のトンネルの供用開始の見通しはいつか伺うということでございます。
それと、２番目に通行止めの基準、現在連続雨量２００ミリで、この浮津間が通行止めになるわけですけども、台風等の強風を加味する必要はないのか伺うということでございまして、これにつきましては、この間が非常に台風で木を動かしたり、竹の根を動かしたりして、ご承知のとおり、あのような大きな石も落ちて非常に人身に危険な状態でございますので、雨量だけでなくして他にもこの通行止め対策は出来ないのかここ辺りを伺って、壇上の説明を終わらせていただきます。

〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕

町長（森田俊彦君）
持留議員の第１問第①項「高齢化、担い手不足、鳥獣被害等により耕作放棄地が多くなるばかりだが、どのように考えているか伺う。」とのご質問でございますが、耕作放棄地とは、農林業センサスにより５年に１回把握される、過去１年以上作物を作付せず、再び作付する意思のない土地と定義されています。
町内の耕地面積１，６２０ヘクタールのうち、平成２７年度のセンサスによる耕作放棄地は全体の１０％、１６２ヘクタールと推計しております。
耕作放棄地の解消については、農地中間管理事業を活用して、担い手農家に農地の集積・集約を図ることが肝要と考えています。そのため、農業委員及び農地利用最適化推進員の方々に町内すべての農家に戸別訪問していただき、農地利用の意向確認を実施しています。
それにより、具体的な貸借の意向があれば話し合いの上、契約に繋げています。
また、借り手のいない農地については、有害鳥獣に強い作物として、辺塚だいだいやヒサカキなどを推進しており、作目の転換を図りながら、耕作放棄地の解消に努めてまいります。

９番（持留秋男君）
ただ今の町長の答弁で、大まか１６２ヘクタール位が耕作放棄地じゃないかというような答弁でございますけれども、非常に地域によっては集落に入っただけでも放棄地という所もあるわけでございます。ですので、私もそこの地域の若い方々に、どげんかでけんなと、牛の草でん植えっみてくれんなって言っても、今の農機具の機種が大きいために入っていけないというようなことで、なかなか基盤整備、或いはそういう地域でも大きな圃場でないと、道路がないと入れないというのが現状でございまして、ここ南大隅町では、畜産農家に一番耕作放棄地をお願いする率が多いわけでございますけれども、飼料稲を作って下さっておりまして、飼料稲をそういう畜産農家が相対でしておりまして、早期のわら等も集めてくれないのが今の現状でございます。早期、普通水稲。ですので、色々自治会の集落でもこの耕作放棄地をば、さっき町長が言われたように、個々

に訪問されても、もう作いがならん、だいか作ってくれんなどげんもでけんがなという方ばかりで、作っている人によれば、１人で私の地域の部落で１町５反ぐらい早期を作っておりますけども、これをば販売しても、農協に販売しても３等米で３千5、6百円しか手取りがないというようなことで、反当、非常にこの経費が苗代からずっと積もれば、肥料代、自分のトラクター、コンバイン使ってみても到底３等にはこんと。あと何年すればこれが持つのかなというふうに思うような状況で、そういう方々が集まった度に、そういう話ばかり、放棄地の話ばかり出ておりますけども、先ほど町長が申されました、この辺塚だいだいないし、サルの被害を避けるようなこういう作物をばですね、この中山間地域とか、そこ辺りに私はこの２分の１の苗の助成等もあるわけですので、おそらくこの 2 百 30 万位、アボカドを含めて苗木代の助成を組まれておりますけども、本年度でどのくらいのこの助成をされたものか、アボカドの面積を植えられたのか、或いは辺塚だいだいを植えられたのかお伺いいたします。

町長（森田俊彦君）
　経済課長に答弁させます。

経済課長（川元俊朗君）
　ご質問の果樹等の植付けについてでございますが、アボカドにつきましては本年度９０アールほど植付けということになっております。辺塚だいだいについては、現在のところまだ苗木が来ないということで、来年早々に植付ける予定でいるところです。だいたい２７０本程を予定しているところでございます。
　以上です。

９番（持留秋男君）
　アボカドをば９０ヘクタール、９反歩というようなことでございますけれども、辺塚だいだいが２７０本といえば、どういう地域に植えられるのか、水田なのか畑なのか、私は水田については町の方でも排水対策等もしていただいいた事業もございまして、山手の方になるだけ、お猿が食べない作物ですのでそういうところに、私が言いたいのは中山間地域の方々の役員の方々にですね、是非ともチラシでも持って、どしてんおまえがあそこは辺塚だいだいでん植えっ、中山間で後の草払れ等はすいが、というような形ででもね、一方的な形でとって、この辺塚だいだいについては、非常に今あちこちで人気があるようでございますので、ここ辺りについての推進は考えていらっしゃらないかお伺いいたします。

経済課長（川元俊朗君）
　辺塚だいだいについては、今年ＧＩ指定を受けておりますので、佐多地区それから根占地区に関わらずどんどん推進をしていきたいというふうに考えております。
　以上です。

９番（持留秋男君）
　どうしても水田、或いは基盤整備をした畑等もですね、非常にこの水田であっても米を作い人がおらんというような状況の中でございますので、是非ともこのアボカドないし辺塚だいだい、アボカドについては苗木が５千４百円で２分の１、2 千 7 百円ぐらいですので、なかなかこれは本人負担も大変だろうかと思いますので、なるだけこの辺塚だいだいが若干 6 百円ぐらいということで、２分の１といえば 3 百円ぐらいですので、

こういうのを推進して、なるだけこの農業委員会の方々も大変でしょうけれども推進を、地域の中山間地域の役員の方々と推進をしていただき、この耕作放棄地がなるだけならないように技連会の方でも十分検討していただきますようにお願いいたします。
　次をお願い致します。

〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕

町長（森田俊彦君）
　次に、第２問第①項「伊座敷トンネルの供用開始の見通しについて伺う。」とのご質問でございますが、国道２６９号線の伊座敷トンネルは、現道のトンネルの幅員狭小及び、一般部の落石等による交通途絶となる区間があることから、災害時の緊急輸送道路でもある、当路線の安全で円滑な交通の確保を目的として、鹿児島県の発注で、平成２６年３月から着手し早期完成を目指し工事が進められ、現在、トンネル内のコンクリート舗装工及びトンネル入口の落石防護柵工事を実施しているとのことであります。
　ご質問の供用開始につきましては、当事業が交付金事業で実施されており、今後の交付金配分状況により変動の可能性があることから、現時点では、供用開始時期は、未定であるとのことですが、県としては遅くとも平成３２年度の供用開始を考えているとの回答でございました。

９番（持留秋男君）
　今、供用開始が平成３２年ということでございますので、

（「マイクを意識して。」との声あり。）

　今の回答で供用開始が平成３２年ということの回答でございますけれども、なかなか国の予算でなかなかだということでございますけれども、非常に今の現在の海岸線の道路が町長も町民も全部ご承知のとおり、あのような状況で、竹が被ったい、或いは石が落てたりして非常に大変だと思うんですが、この３２年度はどうしてもこの前にというような、もうこれはもう精一杯で３２年ということで、その前というのは何も出来るような状況ではないんですか。

町長（森田俊彦君）
　建設課長に答弁させます。

建設課長（熊之細等君）
　先般、振興局の方に確認したんですけれども、町長の答弁にもありましたとおり、交付金の関係、予算の関係で、現時点では供用開始時期は未定であるとの回答でございました。ただですね、県としましては、遅くとも３２年度の供用開始を見込んでるということで、時期が何月なのかは不明確ではありますけれども、３２年度中には何とか供用開始をというような回答でございました。

９番（持留秋男君）
　課長の方から振興局、或いは県の方からは３２年度にはどうにかなるんじゃないかというようなことしか言えないということでございますので、なるだけここのあの状況をば踏まえた形で早いうちに供用出来るようにお願いしたいと思います。

次の２番目の方に入っていただきたいと思います。

〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕

町長（森田俊彦君）
次に、第②項「通行止め基準連続雨量２００ミリに台風等強風を加味する必要はないか伺う。」とのご質問でございますが、国道２６９号線の伊座敷から浮津までの通行止めの基準について、県に確認しましたところ、連続雨量が２００ミリに達した場合となっており、台風等の強風についての基準は特段設定していないとの回答でございました。

９番（持留秋男君）
先程からこのトンネルの開通に含めた形での質問になるわけですけれども、あのような石が過去にも、あそこだけじゃないわけですけども、石走の手前あそこ辺りからですね、非常に砂が流れ出たい、石が落ちたり、過去にも何回かそういう場所があるわけですけれども、この台風時期は先ほども申しましたように、木を動かしたり、竹ん根を動かしたりして石が落ちるのはもう分かってるわけです。ですので、出来れば台風の、先般の９月の末の２４、２５あの辺りの直撃等がある時は、やはり私は通行止めぐらいしとった方が、そう何時間もはないわけですので、夜間だけででもとか、どうにかそこ辺りがですね、あの石を見たかぎいビックリしたわけで、くいまどんが通ったこんなら、ごろっ人間な、すっ殺いどね、というように思いましたので、是非ともですね、この先程のトンネルにも、開通にも付随しますけれども、この雨量だけでなくして、ここ辺りがどうにか出来ないかなというふうに思いましたけれども、先程の町長の答弁でそういうことであればですね、今後この３２年度にトンネルがおおまか出来るというようなことでございまして、次はこの２６９の今の海岸線は町道に編入になると思うんですよ。この町道に編入になった場合は、相当あそこのトンネルのそういうような整備、或いは、ああいうような洞門等の整備等も相当お金が掛かるかと思いますけれども、先のことですけれども、町道に編入になった場合には、ここら辺りは町道の使用許可というのは町長の方で出来るかと思いますので、もし、そういうような強風も含めた形での含みも含めてですね、雨量の２００ミリももちろん含めた形での、この先のことですけれども、そこ辺りはどうにか町長考えていただけないのかどうか。通行止め対策というのは。

町長（森田俊彦君）
建設課長に答弁させます。

建設課長（熊之細等君）
トンネルが開通しまして、今の国道が町に移管された後の通行止めの基準といいますか、それについては、台風時期等についてはですね、事前に通行止め等も考慮した中で、新たな基準といいますか、そこも今後検討してまいりたいと思います。

９番（持留秋男君）
海岸線の今の浮津間の道路は非常に見晴らしも景観も良い場所でございまして、観光客等も佐多岬を控えている関係上、観光客等も多くなるわけで、岬が整備さるれば多くなるわけでございますので、是非ともそういうことを含めて、この伊座敷トンネルの早期開通と、その町道編入になった場合のそこ辺りの安全対策は十分検討をして、事故のないような町道、或いは国道にしていただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。どうも。

議長（大村明雄君）
休憩します。

１１：００ ～ １１：１０

議長（大村明雄君）
休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、後藤道子さんの発言を許します。

〔　議員　後藤　道子　君　登壇　〕

５番（後藤道子君）
おはようございます。
今年も残りわずかとなり、時の流れの早さを感じます。
総務省においては、ソサエティ５．０など高度に融合させたシステムの導入を進めています。
地方議会においても国の動向を見ながら必要に応じて新たな施策を検討し取り入れていくべきだと考えます。
１０月に山口県で全国過疎問題シンポジウムが行われました。
「田園回帰、地方に若者を呼び込む」の題材で分科会は、人口減少社会への挑戦、地域おこし協力隊の力を活かすと題した、萩市のパネルディスカッションに参加しました。そこで我が町においての地域おこし協力隊の活動はどうなっているのだろうかと思い、今回２問⑥項について質問いたします。
１問目、地域おこし協力隊の活動についてです。
現在３名の協力隊員がいますが、どのような活動をされているのか伺います。また任期途中の退任者が出ているようですが、今後の対応をどのように考えておられるか伺い、本町においての協力隊の役割をどのように考えておられるか伺います。
２問目、自治体における働き方改革についてです。
今年６月、働き方改革関連法案が成立しました。長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、公正な待遇の確保など現実に即して行われているか。今後は、時代にあった働き方を導入するべき時期だと考えて伺います。
以上、壇上からの質問といたします。

〔　町長　森田　俊彦　君　登壇　〕

町長（森田俊彦君）
後藤議員の第１問第①項「現在の活動状況について伺う。」とのご質問でございますが、観光課では、４月当初、協力隊が３人在籍しておりました。１０月末に１人、一身上の都合で退職し、また１２月末で１人が退職いたしますが、協力隊員は主に本町観光協会の運営業務を担っていただいております。

活動の内容として、雄川の滝賑わい創出事業、宿泊キャパシティ拡大事業、周遊バスの周知及び魅力向上のための広報活動や周遊観光バスに同乗していただいているコンシェルジュとの連絡調整等、観光振興のため様々な分野で活動していただいております。

先日行われたＫＫＢふるさとＣＭ大賞で努力賞を獲得しましたが、その作品も協力隊員が主となり作成しております。

また、経済課に本年６月着任しております協力隊員は、佐多地区の大泊に整備予定の農業用ハウスで、果樹類の栽培管理に向けた農業研修の実践中であります。平行して、地域おこし協力隊員を対象とした研修会等に参加している状況であります。

５番（後藤道子さん）

今の町長の方から説明いただきましたが、経済課の方の協力隊の活動っていうのはよく分かりました。今の観光課の方で３名の方が活動されてて、１名は１０月末で退任されてますよね。残りの２名の方がいらっしゃって１名が１２月にということですが、この観光課で今活動されてる協力隊の方というのは、初めからその観光に特化してというか、そういう仕事をやりたいという目的で協力隊の方になられたのかどうかというのをお聞きします。

町長（森田俊彦君）

観光課長に答弁させます。

観光課長（打越昌子君）

現在の観光課においての３人の協力隊でございますけれども、先ほど答弁の中にもありましたように、観光協会の事業のサポートをしつつ、３名それぞれやりたい事業、やりたいことを思って本町に着任しております。

３人のうち１人につきましては、社会人としての経験や観光ノウハウを生かして、体験型、着地型の旅行商品の開発、語学力を生かした外国人観光客の誘客を行い、観光産業の地域活性化に向けた取組みをやりたい。そして、また１人におきましては、農村地域を舞台に滞在型、グリーンツーリズムや農家民泊を通して観光による地域づくりを目指す隊員。そして、もう１人につきましては、映画、映像での地域おこしを目指す隊員が今年度、観光課、観光協会の方で活動している状況でございます。

５番（後藤道子さん）

今答弁されたとおりの内容的なのが実現されて、隊員の方は活動をやることに生きがいを感じたり、やりがいを感じているというようなことを聞かれたりとか、そういう隊員の相談事とか、それで困ったこととか、そういうことはなかったですか。順調にいってるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

観光課長（打越昌子君）

担当課長、観光協会事務局長といたしまして、また同僚といたしましても接する機会が多いですので、ある程度協力隊の考え、活動状況については把握をしているつもりでございます。

そういう中において、協力隊は順調に活動の方を推進しているということを認識してはおります。

（「では次、２問目お願いします。）との声あり。」

〔　町長　森田　俊彦　君　登壇　〕

町長（森田俊彦君）8：15

次に、第②項「任期途中の辞任が出ているが今後の対応について伺う。」とのご質問でございますが、平成２７年４月に本町観光協会が立ち上がり、協力隊員には、観光協会の運営や各種事業のサポートなど多岐に渡って活躍していただいており、かつ観光協会の事業並びに必要性が増している現状で、明けて１月から協力隊員が１名になります。

新たに協力隊を募集する方法もあろうかと思いますが、観光協会が自走していくためには、長期的に核となって働いてくださる方を採用すべく今、観光協会では職員・パートを募集していると伺っております。

人手が足りないから、地域おこし協力隊を募集するというのは、制度の趣旨に反していると考えていますので、観光協会が自走し、更に事業拡大のために専門分野が必要と判断された場合には、町としても前向きに検討して参ります。

５番（後藤道子さん）

今の町長の答弁の中で、今後の採用については未定ということでよろしいんでしょうか。また、この任期の途中で辞任が出たということなんですが、この関連は先ほど１問目に対しても素晴らしい活動で、実のある活動をされてるというような答弁の中でしたが、隊員の中にはストレスを感じたりとか、そういうことがあっての退任ということはなかったのでしょうか。

町長（森田俊彦君）

後で今後の観光協会につきましては担当課長から答弁させますが、後段の退任の件の話、ストレスの話ですが、ストレスがないというのはちょっとまたどうかというふうには思います。

１問目の答弁の中で一身上の都合で退任された方、私も面談しまして、非常に家庭の事情であるということ、そしてまた、本人もある程度落ち着いたらまた帰って来たいというような旨をおっしゃっておられますんで、その折にはまた何らかの受け皿が必要なのかなというふうには思っております。関わり合いとしては、南大隅町を非常にこよなく愛しているということでございました。

それから１２月に退任される方なんですけども、この方も最初から南大隅町で映像を撮りたいと、そして自分の人生目標を確実に、この映画監督になりたいんだという、そこに持っていらっしゃいます。そういう部分で、自分の持ってる技術、能力の部分でそれを通して世の中に南大隅町を広報したいと、そういう一貫の中で観光課の方で在籍していていただきながら、色んな活動をしていただいたと。この方も一旦退任されますけれども南大隅町に住まわれます。そういう部分では、今後の目的に向かって我々と協調路線が出来るんではなかろうかなというふうには思っております。

先ほどの残っておりました答弁に関しましては、担当課長にさせます。

観光課長（打越昌子君）

観光課といたしましては、地域おこし協力隊を募集する際に観光協会の運営、旅行商品作り、観光人材育成、イベントのサポート等を地域おこし協力隊の具体的な業務といたしまして募集しておりますので、彼らがやってる仕事、観光振興という大きな括りでは、思いとは合致して活動していると思っておりますので、当然ストレス等もあるかと思いますけれども、そこは随時面接等を行って話を聞いて進めている状況ではございま

す。
　１問目の答弁の中にもありましたけれども、観光協会サポートといたしましては、更に事業拡大のために専門分野が必要と思われた場合には、また前向きに採用の方は検討したいと思っているところです。

５番（後藤道子さん）
　じゃあ、次の３番目、お願いします。

町長（森田俊彦君）
　次に、第③項「地域おこし協力隊の本町においての役割をどのように考えるか伺う。」とのご質問でございますが、町に新しい風を吹き込み、都会の視点に立ち、かつ隊員の能力や資質を最大限生かして町の活性化を図り、結果として本町へ移住していただくという希望を持った上で、観光課としては、観光協会の運営、地域資源調査、旅行商品づくり、イベント企画づくり、観光人材育成に関するサポート等を主たる業務として募集いたした経緯がございます。
　経済課に着任している地域おこし協力隊員については、農業用ハウスで熱帯果樹類の栽培管理を行うことを前提としております。３年間の任期満了後は、町内に留まり、農業を生業として自立し、一次産品の生産は元より、加工品の商品開発など六次化にも取り組み、地域農業の活性化に繋げてもらえればと期待しております。

５番（後藤道子さん）
　今、町長の答弁の中でもありました、この協力隊の隊員の退任後の定住に対しての支援が足りないのではないかというふうに私は感じております。何故ならば、現在５名ですかね、今までの協力隊の中で１名の方は観光協会の方で仕事をされていますよね。その後に、この南大隅町に定住をして、起業をやるとか、そういう形に進んだ人がいらっしゃらないので、年数的にも短いっていうのもありますが、その辺りのミッションの明確化とか採用に当たっての柔軟な対応などを踏まえて、今後、今いらっしゃる方も、定住に向けての支援策と、こういうふうなのをやりたいというような形があるのであるならば、そこを行政がもう少し支援するべきではないかというふうに考えます。
　また、そういう支援、退任後の定住に対してのコミュニケーションというか、聞き取りとか、そういう相談とかを各担当課の方でされているのかどうかを伺います。

町長（森田俊彦君）
　それぞれの担当課長に答弁させます。

観光課長（打越昌子君）
　現在の状況でいきますと、来年度残り１名となる状況でございますけれども、引き続き、協力隊としてこの町で頑張りたいっていう意向を聞いているところでございます。特に、次年度は着任３年目に入りますので、観光課といたしましても細やかな目配りを行い、定住、起業に向けた支援も行ってまいりたいと思っているところでございます。
　また、定住に向け必要になる研修、資格取得等においても経費の支援が出来ますので、そちらを利用しながら進めていきたいと思ってるところです。

経済課長（川元俊朗君）
　経済課の地域おこし協力隊員につきましては、現在熱帯果樹の栽培の研修を受けてい

るところでございます。それと並行しまして、先程も町長からありましたように、六次化の商品加工等についての研修にも自ら行っておりますし、大変期待をしているところでございます。
　定住につきましては、就農の施策がございますので、それを活用していくのかどうか、本人とよく話をしながら決めていきたいというふうに思っております。
　以上です。

５番（後藤道子さん）
　農業の場合の収入っていうのは非常に厳しいものがありまして、その時々の環境というか、出来高というようなものも大変厳しいので、その辺りのサポートをしながら、外部への研修制度もあるということなので、そういうのをされて、是非この地域おこし協力隊が退任後、定住をされて、起業とか、南大隅町の町民となって、町を支える一人になって欲しいというようなことを思いますので、その辺の支援を行政の方はよろしくお願い致します。
　では、次の２問目にお願いします。

〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕

町長（森田俊彦君）
　次に、第２問第①項「現在の職員数で業務に支障の出ている部署はないか伺う。」とのご質問でございますが、本町の１２月１日現在の職員数は、正規職員が１２０名、再任用職員が５名、嘱託職員が５１名となっております。
　地方分権改革が進められ、自立した地方自治体の実現が求められる中、本町においても町民が主役となるまちづくりの施策を積極的に推進しており、各担当課の業務内容によっては、新規事業、重点事業、各種イベントなど、一時的には多忙となる時期はありますが、現在の職員数で業務への大きな支障はないものと考えております。
　しかし、少子高齢化や人口減少などの社会的課題に加え、地方自治体を取り巻く環境は絶えず変化していることから、今後も、職員の定数は適正な規模を維持しつつ、必要となる専門職の採用も行いながら、安定した行政運営に努めてまいります。

５番（後藤道子さん）
　今の職員数は、今のところは足りているような話ですが、その中で新規の事業とかで残業が発生したりっていうこともあるというような状況ですが、この残業をされる場合に上司が把握しているか。また部下の仕事内容も上司が把握して、そのコミュニケーションなどは取れてるか、その辺りをお聞きします。

町長（森田俊彦君）
　総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）
　まず時間外勤務につきましてですけれども、事前に各課等の管理職の命令を受けて業務に従事していることから、職員の勤務状況については、各担当課長の方で把握しているところでございます。
　ただ職員によっては一時的に、先ほど町長も申し上げましたけれども、業務が多忙になる時期、それから地域の役員等も担ったりしていることもございまして、勤務時間外

に自主的に残っている現状については、把握しているところでございます。
　コミュニケーション作りについては、人事評価制度の中で面談等を行っておりますので、その中でですね、十分な聞き取り等もしているところでございます。
　以上です。

５番（後藤道子さん）
　現在職員の中で病気療養をされている職員はいらっしゃいますか。伺います。

総務課長（相羽康徳君）
　病気療養中の職員は、１名在職しております。

５番（後藤道子さん）
　その方の対応はどのようにされてますか。

総務課長（相羽康徳君）
　病休療養中の職員については、担当課長の方で病院の先生との面談、それから役場に来ていただいて、その状況等について本人から聞き取りをする。それから、今後の対応等についても本人と話をしているところでございます。

５番（後藤道子さん）
　病気療養されてる職員に対しては、今後もそのようなケアをしていただきたいというふうに考えます。
　次の２番目にお願いします。

町長（森田俊彦君）
　次に、第２項「人事評価制度について伺う。」とのご質問でございますが、人事評価制度につきましては、平成２６年の法律改正により、従来の勤務評定に代わり、新たに導入された評価方式になります。
　本町においても、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの１年間、試行的に係長以上の職員について導入し、翌年から全職員を対象に完全実施へ移行しております。
　評価の方法は、能力評価と業績評価の２つの方法により行い、評価者は課長級の場合、１次評価者が副町長、２次評価者が町長、係長級以上の場合、１次評価者が担当課長、２次評価者が副町長、主査・主事等の場合、１次評価者が課長補佐、２次評価者が担当課長となっております。
　今後も、人事管理の一つとして、上司と部下のコミュニケーションづくり、人材育成、公務能率の向上等に繋げるためにも、適正な運用に努めてまいります。

５番（後藤道子さん）
　この人事評価に対してマネージメントを行うにあたって、係長級の方々の研修など人材育成はされたんですか。

町長（森田俊彦君）
　総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）
　評価にあたってですね、大事な部分については、今議員が申された部分でなかろうかというふうに考えております。
　この人事評価制度については、導入して６年目になりますけれども、導入時点においての評価者の役割、それから目的、そういった事について職員研修を行っております。
　また全体的なですね、人事評価に係る説明会についても職員研修を通じて行っているところでございます。

５番（後藤道子さん）
　この人事評価にあたっては本当にこのマネージメントが非常に大事な部分だというふうに考えますので、それによって職員が大きく変わっていくというふうに考えますので、今後もここは非常に大事なので、研修などは行なっていただきたいというふうに考えます。
　あと、次に３番目をお願いします。

〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕

町長（森田俊彦君）
　次に第③項「ＩＣＴ活用による働き方をどのように考えているか伺う。」とのご質問でございますが、ＩＣＴ活用による働き方改革のテーマとして、柔軟な働き方がしやすい環境整備と労働生産性の向上がございます。その具体的な取り組みとして、テレワークの導入及びロボットによる業務自動化（ＲＰＡ）の導入、ＡＩの活用による職員の省力化等がございます。
　現在、鹿児島県町村会を事務局に、本町を含めた６町１村で構成する鹿児島県町村ＩＣＴ・ＩＯＴ利活用推進協議会を立ち上げ、先進事例の研修や、ＩＣＴ、ＩＯＴを利活用した教育、福祉、産業育成、地域振興などの調査や推進を行なっております。
　今後、国や他の自治体での導入事例等を参考に、職員の働き方を改善すべく取り組んでまいります。

５番（後藤道子さん）
　働き方改革を行う中で大事なことは、人材育成ではないかというふうに考えます。
　まず、民間企業はこの働き方改革により利益の増加に繋げることが大事な事なんですが、自治体としては職員のスキルアップが住民サービスに繋がるというふうに私は考えております。
　なので、この住民サービスを良くする為の職員のスキルアップには色々な研修をさせる必要があるというふうに考えます。
　参加出来る環境を作り、人材育成の為の予算を計上し、町民の為になるスキルアップを要望して、私の一般質問といたします。
　これで終わります。

議長（大村明雄君）
　次に、木佐貫徳和君の発言を許します。

〔　議員　木佐貫　徳和　君　登壇　〕

１１番（木佐貫徳和君）

こんにちは。

今回は、漁船、漁業の従事者が減り続けている水産業の振興について質問しいたします。

私の幼い頃、家の周りには、漁業で生計を立てている人が沢山いました。それは親の跡継ぎを２代、３代に渡り継承してきていました。ところが、昭和３０年代後半から４０年代にかけて、世の中が高度成長期に入り、学校を卒業すると、都会へ都会へと流出し、今の過疎化の原因になっているのが現実であります。そしてその時、親の跡を継いで漁業を営んでいた人たちが高齢化し、引退される年齢になってきているわけであります。

そこで新規就漁者の対策をどのように考えておられるのか質問いたします。

次に、徴収対策の質問は、最近、親が亡くなり、田舎に残っている土地、家屋、田畑、山林などはいらないよと言う方が増えてきております。

そこで固定資産税の滞納が増えていく現状であります。その対策等について、通告のとおり質問いたします。

１番目に水産業の振興について。

①高齢化し漁業従事者が減少していく現状をどのように感じ、新規就漁者支援策を考えておられるのかお伺いいたします。

②農業支援と同じような新規就漁者、漁業従事者促進事業等の漁業支援は、考えられないのか伺います。

③空き家を活用したお試し住宅を漁港近くに作り、水産業の体験をさせ、新規就漁者に繋げる事は出来ないか伺います。

④各漁港に放置されている休船、廃船の調査をされ、処分に係る経費を支援することは出来ないか伺います。

２番目に、税及び公共料金等の徴収対策についてであります。

①町税及び公共料金（水道料、下水道使用料等）未納者の分析をされ、徴収にどのように繋げているのか伺います。

②多額の固定資産税滞納者の、公売予定はないのか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

〔　町長　森田　俊彦　君　登壇　〕

町長（森田俊彦君）

木佐貫議員の第１問第①項「高齢化し漁業従事者が減少していく現状をどのように感じ、新規就漁者支援策を考えておられるか伺う。」併せて②項「農業支援と同じように新規就漁者、漁業従事者促進事業等の漁業支援は考えられないか伺う。」とのご質問でございますが、関連がありますので一括して答弁させていただきます。

本町の水産業の水揚高は、平成２９年度 38 億円で、内、養殖業が 29 億円で７７％と大部分を占めております。

次いで定置網漁が１７％、ブリ飼い付け漁が２％、イセエビ漁が２％、キビナゴ漁など刺し網漁が１％、一本釣り１％の水揚げがあります。

漁業従事者は、養殖業や定置網で５０歳未満の若者が３０名程おりますが、漁船漁業では高齢化が進み、後継者が少ない状況であることは認識しております。そのような中、

本年度は新規漁業就業者があり、新規就業者確保強化支援事業を活用し、機械器具の購入助成を実施しました。今後、若い漁業就業者を確保するため、県漁連が実施する新規漁業就業者確保事業への取り組み等、漁協とも連携して伝統ある本町の漁業が継承されるようホームページ等で紹介し、人材確保に向けた支援策を検討してまいります。

１１番（木佐貫徳和君）
　漁業従事者がですね少なくなっていくというのはですね、立派になった港を見てですね、漁船が少なくなっているというのを見れば、すぐ分かるんですけども、統計的にですね、昭和２５年では７５％の人がですね、親の跡を継いで、第一次産業、農業、漁業、林業に従事していたという統計があるわけでありますけども、ここ１０年２０年でいいんですけども、どれぐらい減少しているか、それとまた現在の漁業従事者というのはどれぐらいいるか、統計的に分かっているでしょうか。

町長（森田俊彦君）
　経済課長に答弁させます。

経済課長（川元俊朗君）
　現在の漁業従事者のご質問でございますが、養殖業を除いてということで答えさしていただきます。
　２０年前、漁協の組合員数で回答さしていただきますが、２０年前が２９７名いらっしゃいました。10年前が２４８名、現在が１７６名としております。２０年前と比べますと１２１名の減少ということになっているようです。
　以上です。

１１番（木佐貫徳和君）
　相当減少しているのが分かりますから、やはりこの新規就漁者というのを増やしていかなければならないと思います。
　ここにですね経済課からお知らせとしてですね、農業支援についてというのがあるんです。これでですね中を見ると第一次産業、要するに漁業にもですね支援がありますというのが書いてあります。ところがですね漁業者の方は誰も知らないんです。こういう事業があるというのを。新規就漁者で今年１件あったということを先程言われましたけども、２７年から始まった事業でですね、この漁業者で誰か要望した人がいらっしゃいますか。分かっていますか。

経済課長（川元俊朗君）
　私の知る限りでは、申請された方はいらっしゃいません。

１１番（木佐貫徳和君）
　やはりですね、同じ第一次産業であるわけであります。私はＰＲ不足だと思います。漁協の総会でですね、町長が一言こういう施策がありますよと言っていただけばですね、私は申請される方がいらっしゃるんじゃないかと思います。
　２、３年前にですね、漁船を買ったり、ＧＰＳを付けたり、それから魚探を付けたりしてる方がですね、たぶんいらっしゃると思うんですよ。そういう方はですね、全部自分のお金で数少ない水揚げの中からですね、工面しながらやってると思います。ＰＲ不足だと思いますけど、どう思われますか。

町長（森田俊彦君）
　我々の方としては一次産業全般のつもりでこの支援策やってたつもりでございましたけれども、議員ご指摘のとおり、確かに漁業関係者へのＰＲ不足かなあというのは否めないかと思っとります。また、私の挨拶の中で入れられればという事だったんですが、なかなかスケジュールが合わずに総会等にも出られない状況がございましたので、私が出た時には私が言う話でしょうし、また担当課長か、若しくは担当の者が行った時にはなるべくＰＲする、若しくは何かの会合等がございましたら、その中で十分に説明が行き届くような説明会等もやってみようかと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

１１番（木佐貫徳和君）
　このパンフレットを私は作り変えるべきだと思うんです。１ページにですね、農業支援について経済課のお知らせと、このように書いてあると、２ページは漁業の人は開けませんよ。たぶん。ですので農林水産業支援についてというのを書き変えてもらってですね、この第一次産業支援事業というのを１ページに持ってきてもらえば、それでもう解決するんですよ。全戸に配ってあるという事ですから。そのようなことであれば漁民も、あっこういうのがあったんだなというのが分かると思いますので、ぜひ変えていただきたいと思います。
　それから先ほど町長がはっきり言われませんでしたけど、この漁業者支援事業、新規就農者のあれは漁業にも当てはめていただけるんでしょうか。
　そういう答弁がさっきなかったもんですから。よろしくお願いします。

町長（森田俊彦君）
　経済課長に答弁させます。

経済課長（川元俊朗君）
　現在、就農の関係ではそういう支援の施策をしておりますけれども、漁業までまだ至っていないというのが、ご質問のとおりでございます。
　それについては、今後ですね、なんらかの対応をしなければいけないということは考えておりますので、関係機関と協議をしながら、どういう支援策があるのか、どういう内容なのかということを、検討していきたいというふうに考えております。
　以上です。

　（「もう１点、チラシのかがみを。」との声あり）

　すみません。
　毎年作っております農業支援についてのチラシがございますが、もうご指摘のとおり、改善をして農林水産業支援についてというようなことで、変えていきます。
　以上です。

１１番（木佐貫徳和君）
　それはよろしくお願いいたしたいと思いますけれども、それから先ほど川原議員の質問にもありましたけれど、法人にですね、今から検討されるという事でありましたけれども、私は個人経営の４、５人の従業員の法人については限度額を決めてですね、してもいいんじゃないかと思っていますので、そこら辺は、検討いただきたいと思います。
　それとまた、その支援が駄目なようであるとですね、全部借入れをされて漁船とか買

われるそうであります。商工業の方々に利子補給の制度があると思うんですけども、そういういくらかのですね、金融機関から借入れられた時、利子補給の制度も考えられると思うんですけど、どうでしょうか。

町長（森田俊彦君）
　先にお話し申し上げれば考えてもいいかなというふうには思います。ただ商工会が、あれは窓口になっておりまして、審査機構がちゃんとあります。金融機関との調整も出来ております。そこの窓口が漁協さんになるのかどうかってことになることかと思いますので、そこを通して審査機構がきっちりしたものであれば、我々としても検討していくのに値する話だと思っております。

１１番（木佐貫徳和君）
　少なくなっていく漁業従事者の為にですね、ぜひそこら辺も取り込んで頂きたいと思います。
　次、お願い致します。

議長（大村明雄君）
　休憩します。
　おおむね午後１時に再開します。

１１：５４ ～ １３：００

議長（大村明雄君）
　休憩前に引き続き会議を開きます。

〔　町長　森田　俊彦　君　登壇　〕

町長（森田俊彦君）
　次に第３項「空き家を活用したお試し住宅を漁港近くに作り水産業の体験をさせ、新規就漁者に繋げることはできないか伺う。」とのご質問でございますが、お試し住宅は、移住・定住施策及び空き家対策としても効果的なものであると考えており、本年度において、根占地区に１戸準備を進めております。
　ご質問の漁業就業者用のお試し住宅については、既に伊座敷地区の空き家の調査を行っており、利用可能な物件も確認しております。
　今後、所有者との協議を進め、漁協の意見も聞きながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

１１番（木佐貫徳和君）
　総務民生常任委員会ではですね、１１月に企画の担当課も行かれましたけども、先月いちき串木野市とですね、伊佐市のお試し住宅というのを調査をさせていただきました。
　その中でですね、いちき串木野市では２箇所のですね、空き家をお試し住宅として改修されましてですね、昨年は６家族１１人が利用されてですね、その内ですね、２家族

５人がもう既に移住されておられました。
　伊佐市においてはですね、平成２２年に４棟のお試し住宅を、これは新築されたそうですけども、８年間でですね、４７５家族９７８人が利用されたそうであります。その内ですね、２２家族の４０人がですね、移住されているそうであります。やはりですね、鹿児島県内に移住したいとのことで、市町村のホームページで検索されて探されたそうでありますけども、根占地区にこの建設されたお試し住宅というのは、いつ頃から利用されるという計画なんでしょうか。

町長（森田俊彦君）
　企画課長に答弁させます。

企画課長（尾辻正美君）
　根占地区のお試し住宅につきましては、既に室内の改修、外側の改修終わりまして、今、調度類、備品等の調達を行っているところでございます。来年１月早々には利用出来る状態になると考えております。
　以上です。

１１番（木佐貫徳和君）
　１月からということでありますけども、当然ですね、ホームページに載せないと利用したいなと思う人は分かんないと思うんですけど、そのホームページの準備は進んでいるんでしょうか。

企画課長（尾辻正美君）
　既に準備は進めておりますが、調度類が揃ってからですね、写真等撮影してホームページに載せたいと考えているところでございます。

１１番（木佐貫徳和君）
　分かりました。
　お試し住宅を利用される方はですね、希望者の方は生活の基盤になる収入の見込みがないとですね、なかなか移住は考えられないと思うんですけども、農業にしろ漁業にしろですね、働ける場所の情報も私は必要じゃないかと思います。
　漁業についてはですね、年間を通じて色んな漁法があります。キビナゴ漁、イセエビ漁、一本釣り、カジキ漁などですね、いきなり来て漁業をしませんかと言っても、なかなか出来るもんじゃないと思います。
　そこでですね、一つの例で、キビナゴ漁をあげますけども、伊座敷のキビナゴ漁とですね、大浜地区で盛んに行われているキビナゴ漁っていうのはですね、漁法が違うわけですね。伊座敷の場合は、集魚灯を焚いてですね、キビナゴを収穫するんですけども、聞くところによると大浜はですね、夜明けに網を入れてキビナゴを獲るということであるそうです。そして、全盛期が１５隻以上いたそうですけども、今はですね、もう高齢の方が２隻で細々とやっていらっしゃるということを聞いております。そういうことですので、４月から６月にかけてのですね、漁業でありますので、そういう人たちとですね、協力をもらってですね、体験漁業というのを私はした方がいいんじゃないかと思います。
　その他ですね、一本釣りの飼い付け漁とか、一本釣りを盛んにされてる方もいらっしゃいますので、そういう体験漁業が出来ますよというのをメニューを作ってですね、お

試し住宅に来ませんかというのをですね、した方が一番いいと思うんですけども、そのようなですね、農業にしろ漁業にしろ、お試し住宅を利用される方の体験メニューというのは考えていらっしゃるんでしょうか。お尋ねいたします。

町長（森田俊彦君）
　経済課長に答弁させます。

経済課長（川元俊朗君）
　体験漁業のプランはないかというようなお尋ねですけれども、現在のところ、そういう要望がないことから、今のところプランは作っておりません。これについては、今後その漁業者の方、または漁協に相談をしまして、出来るものか検討していきたいというふうに思っておりますし、漁業ですから危険が伴う体験でもありますので、そこのところを踏まえてですね、慎重に協議をしてまいりたいというふうに思います。
　以上です。

１１番（木佐貫徳和君）
　先程も言いましたようにですね、いきなり来て漁業をしませんかというのはですね、出来ない事でありますので、そこら辺をですね、しっかり漁業組合と連携されてですね、取組んでいただきたいと思いますけども、先ほど町長が答弁された佐多地区におけるお試し住宅を空き家調査をされていらっしゃるということでしたけど、３１年度にそういう計画をあげられるということで理解してよろしいんでしょうか。

企画課長（尾辻正美君）
　担当課でまず行わなければならないこと、家主さんの意向を聞くということもございます。そして、企画課の方で空き家活用の事業いくつか把握しておりますので、その事業に乗るか、そういう検討もしていきたい。そこを踏まえて、庁舎内で来年度予算に載せられるかどうか協議をしていただきたいというふうに考えております。
　以上です。

１１番（木佐貫徳和君）
　いちき串木野市によりますとですね、漁業をしたくて鹿児島県内でどこでもよかったそうです。この方は。そして、体験お試し住宅でですね、１ケ月間家族でおられたそうです。そして、いちき串木野市のですね、漁業組合が協力されてですね、色んな漁法、要するに一本釣りであったり、それから網であったりですね、体験をさしてくれたそうですので、そこら辺をですね、是非取組んでいただきたいと思います。
　それからですね、今、伊座敷に定置網があるんですけども、ハローワークにですね、乗り子の募集をかけてもですね、２ケ月間全く来ないそうです。問合せも来ないそうです。そして、１１月の広報にも掲載されておりますけど、宣伝広告でですね、伊座敷で定置網を一緒にやりませんかという、色々載っていたみたいですけども、それでもですね、町内ではなかなか来ないそうでありますので、このお試し住宅でですね、この定置網漁業体験というのは、すぐ出来ると思いますので、そこら辺もですね、漁業組合と連携して取組んでいただければと思います。
　それから、先程ホームページと言いましたけど、今ですね、鹿児島県内でお試し住宅というのを検索するとですね、市町村じゃなくて鹿児島県内でお試し住宅がありますかというのを検索するとですね、鹿児島県のホームページに飛びます。そして、そこにで

すね、今さっき言った伊佐市、垂水市、これは徳之島、いっぱい出てきますので、そこにですね、県とも連携されてですね、県のホームページにも掲載していただきますようにお願いしたいと思います。
　それでは、次、お願いします。

〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕

町長（森田俊彦君）
　次に第④項「各漁港に放置されている休船・廃船の調査をされ、処分に係る経費を支援することは出来ないか伺う。」とのご質問でございますが、現在町内には、県管理の２港湾、１漁港、町管理の１港湾、６漁港がありますが、漁業組合に問合せ、各漁港を調査したところ、陸揚げしてから何年も放置されている漁船や船外機等の小型漁船が見受けられます。
　陸揚げして漁船の手入れや修理の際に支障をきたしている状況もあることから、処分しなければならないような廃船につきましては、関係機関と協議し、所有者の確認や処分料の調査を行い、検討してまいります。

１１番（木佐貫徳和君）
　２、３年前にですね、引退された漁民の方というのがですね、まだ漁船とかですね、漁具、魚網などをですね、まだ所有されておられる方がおられるかもしれません。空き家調査と同じようにですね、この漁船もですね、すぐ利用出来る。それから、多少修理したら利用出来る。そして、廃船の処分が望ましいという、このような項目でですね、調査をされてですね、その漁業をやりたいという人に情報を提供するのはどうかと私は思うんですけど、どうでしょうか。

町長（森田俊彦君）
　今ご指摘ございましたように、本町でもこの休船の船も多数見受けられると。そしてまた、漁具がまだ健在しているというような方々の分があるということを今お聞きしたような状況でもございますし、今、農家バンクが出来上がっておりまして、ハウス、畜産の畜舎、それから農機具等をうまい具合にスライドする方法を考えてるわけですけれども、それと同様に、このまたバンク形式にしてやっていければなというふうにも思っております。
　先程来お話のあります、お試し住宅もですが、本町もこのブロンズ人材センター立ち上がっておりまして、こちらの方へも、漁協さんの方からも、いえば登録していただきますとご案内も出来るかというふうにも思いますし、連携取りたいというふうにも思います。
　そういう休憩船というか、一応まだ使えるものやら漁具等を活用したところの、いえばちょっと指導的な部分を漁業組合さんになっていただくような格好で、連携してここら辺をバンク形式にやっていければスムーズに移行できるんではなかろうかというふうにも思いますので、先程のお話とミックスしたような格好でこれをまたやっていければというふうに考えるところでございます。

１１番（木佐貫徳和君）
　町内を見てみますとですね、この農業の有害鳥獣対策でですね、本当にもったいないぐらい魚網がですね、張りめぐらしてあるとこがあるんです。まだその魚を獲るために

使えるような、使えそうな魚網ですよ、それがあるもんですから先ほど申し上げたとこですけど、町長が今言われたことを私が言おうと思ってですね、フィッシュリーバンクという名前をつけてですね、アグリバンクをフィッシュリーバンクとつけて、そんな情報提供をしたらどうかと思ったもんですから質問したところであります。

また陸揚げされてるですね、先ほど言いましたように船の調査をされて、これはもう処分しないとどうしようもないよというのはですね、空き家と同じようなこの支援策を考えていただければいいんじゃないかと思います。１人でもですね、漁業従事者が増えていくことを願いましてですね、この質問は終わりたいと思います。

次、お願いいたします。

〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕

町長（森田俊彦君）

次に、第２問第①項「町税及び公共料金（水道料、下水道使用料等）未納者の分析をされ、徴収にどのように繋げているのか伺う。」とのご質問ですが、平成２９年度の決算状況を分析しますと、現年度分においては、税全体の平均徴収率が９７．９％でございますが、滞納分につきましては平均で２０．６％と低い徴収状況でございます。

年齢別に分析してみますと、町民税は４０代から６０代の働き盛りの年齢層の滞納者が多く、固定資産税におきましては７０歳以上の方が多くなっている状況でございます。

国保税につきましては、滞納による短期保険証の発行世帯が７８世帯になっております。また、これまでの滞納額としましては、現年・過年度分の合計で6千9百39万円となっているところでございます。

このような状況を踏まえて、昨年度は預貯金の差押えを２９件、所得税還付金徴収を７件実施しておりますが、今後におきましても各金融機関の調査や生命保険調査など、比較的換価しやすい財産の差し押さえを優先して徴収につなげるとともに、職業や年齢層などを分析し滞納者に直接面接できる時間帯を工夫しながら納税の収納に努めてまいります。

次に、公共料金についてでありますが、水道料は２０３世帯の1百92万円、下水道使用料は現時点で５世帯の15万4千円の未納額であり、分析してみますと、毎月の使用料が1千円から2千円程度の未納者が多く、その理由として納入場所まで遠いことが考えられることから、今後、電話や訪問等により口座振替の推進を図り徴収向上につなげてまいります。

１１番（木佐貫徳和君）

私がこの徴収対策についてなぜ質問をしたかといいますとですね、私も徴収の吏員としての経験がありますので、十分その徴収については理解しております。

何もですね、徴収率が悪いとか、あとでまた滞納処分しなさいとか言ってるんじゃなくてですね、未納者の分析をされてですね、徴収に繋げていってほしいということなんですよ。例えばですね、税金もそうですけども、特に水道料につきましてですね、１０年前は１００％なんです。徴収率がですね。５年前がですね、10万円でした。そして、それから20万なり50万になりですね、一昨年が100万円に上がっております。そして、２９年度の決算はですね、190万円になっているんです。これのですね、分析、その要因っていうのは何だというのを把握されていらっしゃいますでしょうか。

町長（森田俊彦君）
　建設課長に答弁させます。

建設課長（熊之細等君）
　滞納者のですね分析をしましたところ、30 万円程度の滞納が２件ほどありまして、分納して納入を現在していただいております。少しずつでありますけれども、滞納額が減っているところでございます。また毎月の使用料が千円から 2 千円程度の滞納者が多く、督促状を出しても、交通が不便で郵便局や役場までなかなか行けないというような声もありましたので、今後につきましては、口座振替の推進と電話や訪問を行いながら、徴収に努めてまいりたいと考えております。

１１番（木佐貫徳和君）
　そうなんですよね。千円からですね２千円、5 千円の方はですね、千円の５ヶ月分だと思うんですけれども、コンビニ収納が出来たからといって、コンビニがどこにありますか、皆さん考えてみてください。根占まで行かないとないんですね。そして督促状出してですね納めて下さいって言っても、郵便局や役場まで来れない人がいるんですよね。そして５千円以下の方がですね、私が調べたら１００名以上いらっしゃいました。そのようなですね戸別訪問しかないんですよね。それで戸別訪問されてですね、口座振替のお願いをされて、個別徴収をすればですね、それで百万は上がるんですよ。徴収がですね。だからそういうですね分析をされて、遠い所の方はですね、行く機会のあられる方ですよ。そういう方はですね、そのような徴収方法を考えてですね、住民の皆様方のですね、サービス向上に努めていただきたいと思います。
　私が言いたかったのはそれだけなんです。
　次、お願いします。

〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕

町長（森田俊彦君）
　次に、第②項「多額の固定資産税滞納者の公売予定はないか伺う。」とのご質問でございますが、どのラインを高額と判断するかでも異なりますが、平成２９年度の決算状況で見ますと、税全体の滞納額が 50 万円から百万円までの滞納者が１９件。百万円以上が１０件でございまして、これらの方々を個別に訪問し、分納契約を結んだ上で納入していただいているところでございます。
　ご質問の差し押さえによる公売の実施につきましては、財産調査の上、差し押さえた不動産もございますが、現状として分納による徴収を行っていることや、土地、家屋を処分することで、生活の困窮や事業展開に支障を来すおそれが懸念されること等に鑑み、ここ数年、公売による処分は実施していないところでございます。
　しかし、国税徴収法に基づく、強制執行も可能であると考えており、公売により換価することが重要でありますので、事案によっては、買受け人の有無の情報等も入手しながら、関係法令に従い実施したいと考えております。

１１番（木佐貫徳和君）
　今、土地、家屋の差押えってのは何件ぐらい、その公売に関係なくですよ、何件ぐらいされていらっしゃるんでしょうか。

町長（森田俊彦君）
　税務課長に答弁させます。

税務課長（上之園健三君）
　差押えによります案件によりましては、家屋については、平成２３年から２５年にかけて１０件の不動産差押えがございますが、公売には至ってないところで、そのうち４件、まさに木佐貫議員が現職時代にされた物件以外、今年度までございませんが、その他に差押えの物件としましては、預貯金等の差し押さえに２９件、それから確定申告によります国税の還付金を７件、その他、交付要求といたしまして１件を実施してるところでございます。

１１番（木佐貫徳和君）
　それ以来されてないっていうことであります。決算書でですね、30 万から 40 万円程度の固定資産を毎年課税される方がいらっしゃるんですね。その方はですね、旦那さんが何か事業されて亡くなられてですね、奥さんは数少ない年金の中からですね、毎月 5 千円ずつ払っていらっしゃると思うんですよ。6 万円ですから。一向に減っていかないんですよね。固定資産税っていうのは。増えていく一方なんですよ。そういう人はですね、どうにかしてやらないと、もうずっと亡くなるまでそのことを考えて過ごされないといけないと思うんですね。だから、私は住む家だけですね、確保してあげて、売れる所があったらですね、町で売ってあげた方がその人の為になるんじゃないかと思って質問をしたところですけども、そういうとこをですね、見つけていらっしゃらないんですか。税務課長。

税務課長（上之園健三君）
　今ご質問にあるようなその売っていただきたい、売って欲しいという方はたくさんいらっしゃいますが、その前にもう町外に出られていらっしゃらない方につきましては、町で貰えないのかと、町にくるっでという方もいらっしゃいますが、貰えるもんなら貰いたいというふうにも考えますけれども、その公売というか、町が不動産っていう形ではございませんので、あくまでも税上の滞納者の中で、財産差押えをした中で公売にかける、競売にかけるということが主務でございますから、まずは方法としては個人で相対なり、或いは不動産を通されるのも一つの方法かなというふうには考えますが、なかなか今土地が動かない状況でございますので、厳しい状況にあるということも理解しておりますが、町の中でその滞納に関わる分については、今後検討はしてまいりたいなとは考えております。

１１番（木佐貫徳和君）
　それとですね、国税徴収法の第１８条の１項なんですけども、不納欠損処分に昨年もですね、２９年度の欠損を１８件されていらっしゃいます。
　そこでですね、相続人死亡により相続人不存在という欠損理由なんですね。これは私はあり得ないと思うんですね。戸籍で追っていけばですね、必ず相続人がいらっしゃると思うんです。この不存在という意味の意味はどういうことなんでしょうか。

税務課長（上之園健三君）
　本件につきましても、この滞納に入る前に、不納欠損に入る前に、当然、相続調査、追跡調査を行った結果でございまして、どうしても捜しつかなかったというところがあ

って５年の経過を過ぎてるという状況でございますが、その相続人不存在という形でいきますと、正確には捜し当たらなかったっていうことが正解だろうというふうに私は考えております。

１１番（木佐貫徳和君）
　これはですね、固定資産税のですね、納税管理者の問題なんですけど、亡くなられたときですね、納税管理者を指定してないからこういうことになってくるわけですね。死亡届を受理した時はですね、必ず相続人の指定をしないといけないってなっておりますけども、それがされてないからこのような私は結果になってきていると思うんですけど、この不存在というのはですね、私は、もう絶対あり得ないと思います。
　私が今まで嘱託登記でした関係でですね、戸籍を追っていけば必ず誰かいらっしゃいます。子どもがいない時はその上まできますから、兄弟、兄弟の子どもまできますので、必ず誰かいらっしゃいます。それで、この不存在という理由じゃなくてですね、行きあたらなかったという、それがいいんじゃないかと思いますけども、いますので是非そこは調査の上ですね、していただきたいと思います。
　戸籍を調査してですね、差押えをして、公売にかけますよといって、初めて相続人やと知らった人はですね、ビックリされるかもしれません。然しながら、配当がありますよと言えばですね、喜ばれる方もいらっしゃると思いますよ。そういうことをですね、しっかり調査をされてですね、税務課の皆さん方も大変でしょうけども、所有者がですね、変わることによってですね、来年から確実に固定資産税が入ってきますので、そこら辺をですね、しっかり取り組んでいただいて、１件でも２件でも毎年ですね、公売に取り組んでいただきたいと思います。
　以上で終わります。

議長（大村明雄君）
　次に、大久保孝司君の発言を許します。

〔　議員　大久保　孝司　君　登壇　〕

１０番（大久保孝司君）
　今年も残りわずかとなりました。今農家では、早掘りバレイショの植付けが行われている最中であります。来年は本年のような低価格で終わらないよう、ブランド品として最高の収穫量と販売単価が高価格で推移することを願い、通告しておりました農業施策１点について質問いたします。
　本町の農業は、交通アクセスの悪さや若年層の町外への流出などから高齢化が進み、担い手不足や耕作放棄地の増加など、農業を取巻く環境は一層厳しさを増しており、基幹産業である本町においては、深刻な状況であります。
　このような情勢を踏まえ、２７年農林水産業生産額151億円、２８年は147億8千万円、２９年は156億3千万円の実績により、本年目標総額160億円以上として、農林水産業の成長産業化施策を進め、生産額の更なる増加と就業者の所得向上を図る為、まち、人、しごと創生総合戦略、南大隅町農業振興ビジョンに定める施策を進めて来られ、また、本町耕種農業の中心作物である早掘りバレイショの安定した作付面積の維持拡大を図るため、導入されました、共済掛金助成、補正４号による３０年産価格低迷に伴う３１年産種子助成事業などの効果は発揮されたものなんでしょうか。
　そして、本年度新たな取組みとして、就農者の育成確保対策として、研修用ハウスを

整備する佐多岬熱帯果樹施設整備事業と進められておりますが、来年度は新たな農業振興政策は計画されておられないか伺います。

次に、農業振興ビジョンについて質問します。

平成２６年度、２７年度、２ヶ年にかけて鹿児島経済研究所に農業委託をされ、２８年度から１０ヶ年の農業振興計画を策定、３つの基本方針である、本土最南端の物流商流の一元化、南大隅町しかできない農畜産物の振興、みんなが輝く人材の活用育成と基本方針達成のための１６の基本施策を定めて進めてまいられましたが、早や３年が過ぎようとしております。

現在、農業振興ビジョンに沿った施策が進められているのでしょうか。また、事業進行に合わせて内容等の見直しを随時行い、本町の農業振興を図る計画でありましたが、今見直すべき事業、新たな事業を加える考えはないか伺います。

次に、新規就農者制度について質問します。

１１月２９日の南日本新聞に、鹿屋市吾平の新規就農者によるピーマン初出荷を祝う記事とともに、認定新規就農者制度で鹿児島の認定件数は本年３月現在で５２６件であり、熊本に次いで全国２番目に多くなっている記事が出ておりました。

本町でも農業次世代人材投資事業農業開始型という事業名目で、４５歳未満の新規就農者の就農意欲を高め、就農定着を図るため、経営の不安定な初期段階、５年以内の給付により、所得の確保や自立就農を促進するため、全額国庫補助による事業でありますが、本町の認定者数はどのような状況でしょうか。

また、本町独自の制度、就農促進を図る上から、５０歳までの新規就農者の確保、育成、定着が目的である新規就農者研修制度と農業人材を育成確保するため、新規就農者の就農促進や定着農業技術の習得、就農支援を行う就農奨励金制度の農業者入植促進事業の受給者はどのような状況でしょうか。伺います。

最後に、本町での新規就農を目指すＩターン者が多いと聞きます。

温暖な気候を生かした農作物の栽培状況や農業経営者との触合いなど、現状を見据えての本町農業を紹介するべきであり、さらに現代の農業は労力軽減を図るために農業機械の導入が必要となり、経営によって農機具のマニュアル作りをする必要があると考えますが、現在、本町での新規就農を目指すＩターン者に対してはどのような対応をされているのでしょうか。

また、農業技術の指導はどのようにされる考えか伺います。併せて、本町の農業を知る上で数日間を要して農業体験する研修、実習等をされる時、企画課の本年度事業、移住定住交流お試し住宅整備事業を利用して、一戸建て住宅を１日千円で借り、就農促進を図っていく考えはないか伺いまして、１回目の質問を終わります。

〔　町長　森田　俊彦　君　登壇　〕

町長（森田俊彦君）

大久保議員の第１問第①項「２０１９年度に新たな農業振興施策は考えていないか伺う。」とのご質問でございますが、来年度の新たな事業展開として、ＩＯＴを活用して施設園芸農家のハウス内の環境モニタリングを行い、地域の生産性の向上を図る先進的農業の実践事業を行う計画がございます。

また、本年度大泊地区に整備予定の農業用ハウスと連携する、周辺施設の整備並びに一次産品の貯蔵庫等の購入など計画しております。この他、新規就農者研修制度の見直しによる拡充した支援策を行う計画でございます。

１０番（大久保孝司君）
町長、先ほど第１問目で申しましたように、町長の所信表明の中で２９年度は、156億という、第一次産業でですね、出されたと。云わば、農業では109億ぐらいだったのかなというふうに感じておるんですけれども、それを踏まえて、今年は経済課においてもですね、160億を目指そうということをば当初から出して、それを一生懸命貫いて、事業を進められてきたと思っています。私もその点については、本当に財務としてもすごくいいことだなと。これを農家、それから一次産業を目指している方々が見られたら、じゃあ、自分たちも頑張ろうという気持ちが私たちは湧いてきただろうと思っております。
しかしながら、やはり私どもの町で特にバレイショ等が低下したわけですけれども、そういったことを踏まえてですよ、ちょっとお聞きしたいんですが、３０年の農林水産業生産額が165億円を目標とされてきた中で、２７年が109億、そして２８年が１億上昇して110億、そして２９年がいきなり６億ほど上昇して116億という計算になったわけですけども、３０年度の農業生産額は１月から１２月までを基本としてこれは出しておられるわけですので、１２月がまだ途中でございますけれども、目標とされている額というものは示されませんか。

町長（森田俊彦君）
経済課長に答弁させます。

経済課長（川元俊朗君）
平成３０年度の目標額160億円というのを立てております。おっしゃるとおりに、平成２９年産の第一次産業を、生産額を156億円と算出をしまして、３０年産を４億円増の160億円と目標を掲げたところでございます。
２９年産の耕種農業については、バレイショ、スナップエンドウの良好な販売実績により20億3千万円となり、耕種の方では目標より3億円近く上回ったところです。
然しながら、ご存じのとおり、３０年産の耕種農業については、バレイショの価格の低迷によりまして、２９年産の２分の１という価格になりました。３０年産の耕種農業の生産額を約16億円と見込みますと、平成29年度より、９年より4億3千万円の減となりまして、畜産、水産、林業を２９年産並みに試算をしますと、152億円の生産額と推計しております。３０年産の第一次産業の生産額には160億円には届かない状況とみているところでございます。
以上です。

１０番（大久保孝司君）
町長が１問目の答弁でですよ、県の事業等が含まれているだろうというふうには思いますし、私はこの３１年度の計画は、何かないかということはですよ、３０年度の実績において、これをクリアする為に計画するのが一番いいだろうということでこの質問を設けたわけなんですね。だから、今、馬鈴薯の方にちょっと拘ってしまいますけれども、僕はやっぱりこのブランド事業を進めて来とってですよ、そして、今回バレイショの種の申込みをば３１年産をば取られたと思うんですけども、その減収というのはどれだけになりましたか。そして、減収が見込んだ中でですよ、９月でしたか、１０月でしたか、バレイショの申込みの為の増えた分だけをば1,500円補助しますよということがされましたけども、その結果によって、減収、減反されたバレイショの種の減収がクリア出来ましたか。そこら辺りはどうですか。

経済課長（川元俊朗君）
　３１年産のバレイショの助成については、９月６日時点で申込み数量が９，９３２袋ございました。それで、種代の助成について９月の方でご決議をいただいたところなんですけれども、その後、根占地区におきましては１８４袋増えているのですけれども、佐多地区は逆に１３７袋の減というふうになっております。合計で４７袋と伸びていない状況でございます。佐多地区においては、９月以降体調不良により取消しをされた農家さんがいらっしゃるというような情報もございまして、それが原因ではないかというふうに思っているところです。
　今後の取組みとしましては、やはり、収穫期における労力の軽減が課題になっているというふうに思われておりますので、労力軽減策としまして、収穫機械の研究、それから人材派遣を考慮しながら、関係機関と連携をしていきたいというふうに考えているところでございます。
　以上です。

１０番（大久保孝司君）
　今、経済課長の答弁で、収穫機械とそれから労力不足を補う為のものを考えているということを言われましたけれども、私はこの一番言いたいのは、このジャガイモの中でですよ、特に今度の価格低迷は一番響いたとは思います。響いたとは思いますけれども、やはり高齢化がこの農業の中でも相当進んでいるんですよね。後でまた聞こうかと思ってるんですけれども、それこそ平成２７年頃にはもう高齢化が６７％ぐらい農業の部分は進んでるんじゃないかというふうにしているんですけれども、それ以上に進んでいる高齢化の中で、バレイショを作る、経済課長が言いましたように、収穫のときには２０キロぐらいのキャリーを持たなければ、バレイショを持たなければならないという、ここが一番僕はネックじゃないかと思っているんです。ですから、こういったところをですよ、担当課、技術指導員、或いは農協等ですね、よく調査される、話合いを持たれてですね、良い方向性を生み出して欲しいと思うんですが、その点では、これから農協との話合い、或いは技術員等の話合い、こういったものは計画されませんですか。

経済課長（川元俊朗君）
　収穫時のキャリー箱について、２０キロのキャリー箱大変重たいという意見は聞いております。これについては、バレイショの部会、それからＪＡ、それから近隣の町、ブランド化をある錦江町とも協議をしながらですね、今後ちょっと検討していきたいというふうに思っております。
　以上です。

１０番（大久保孝司君）
　これが解決出来るかなっていえば、ちょっと今経済課長も頭をひねられましたけども、難しい部分があろうかと思うんですが、私はやはり若い労働力を考えた時に、云わば私どもの町にあります南大隅高校の生徒さんを使った、いえば部活の為の資金づくり、或いは、農業研修の為の交流、こういったものを学校と結んで、４月、３月から４月にかけてにこういったことの研修制度を作る考えはないか、ちょっと試される考えはないか、学校との協議が必要ですけど、そこはどうですか、町長。

町長（森田俊彦君）
　本当に今、先ほど来、議員の話聞いておりまして、私どもバレイショ部会行きまして

補助事業ではこれもう間に合わないなというふうに思っております。その背景にあるのは、やはり高齢化だろうと、いや、もう体が続かない、もう高齢によるところで減反をしたいというような、そういう状況が見受けられるというふうに思っております。そしてまた、この労働力というか、このマンパワーがどうしても若い方々に必要だろうということで、我々としても、そういうタイミングでブロンズ人材センター辺りから人を派遣できないかなというようなことも考えております。

その中で、高校生の方にも、学校の方にもアルバイトみたいなことができませんか、若しくは農業体験みたいなのできませんかという投げかけはしたことがございます。学校の方も、部活とは言わなかったんですけれども、アルバイトも規制はしてないと、職種にもよりけりでしょうけれども、そういう状況のものの申入れはいけるのかなというふうに思いますので、今後はもうちょっと詰めていきたいと思います。

１０番（大久保孝司君）

是非、若い力をば私どもの農業をされる方々にも出していただければというふうに思います。

それから、野菜振興対策事業によって３１年度共済加入申込みが、予算を立てられましたよね。その加入申込みの状況等はどうですか。

町長（森田俊彦君）

経済課長に答弁させます。

経済課長（川元俊朗君）

３１年度産の申込みについては、今共済組合の方で取ってるというふうには聞いておりますけれども、まだ内容等については上がってきてはおりません。

共済の助成については、３１年度予算で計上予定であります。

以上です。

１０番（大久保孝司君）

ちょっと苦言になってしまいますけど、今年度この佐多岬熱帯果樹施設整備事業、これは当初からですよ、９月、そして今度の１２月、合わせまして４千２百万円を超える事業になっていますよね。こういった事業をば３０年度にされたのに、３１年度は今のところそうないというのは、ちょっと私どもの町の独自の農業政策としては、ちょっと物足りないなと思うんですが、今後１２月から１月にかけて計画する考えは、最後にありませんか。

（「なければ、ないでいいんだよ。」との声あり。）

町長（森田俊彦君）

いや、その一環としてという格好になろうかと思いますけども、熱帯果樹の貯蔵、加工の六次化が一応今のところ、その次のステップということで、今のところ考えておりまして、他の事業に関しましてはまた検討していきたいというふうに思います。

（「じゃあ、次、お願いします。」との声あり。）

〔　町長　森田　俊彦　君　登壇　〕

町長（森田俊彦君）
次に第②項「平成２８年度から１０年の計画期間で進められている農業振興ビジョンに沿った農業施策は推進されているか。また早期に見直す事業等は見受けられないか伺う。」とのご質問でございますが、農業振興ビジョンの施策の方針として、物流と商流の一元化、農畜産物振興、人材の活用・育成の三つの方針に基づき各基本施策を掲げております。
その基本施策については、実施時期を短期・中期・長期に区分して、位置づけを行って進める計画としており、本年度で３年を経過するところでございますが、具体的に施策が実施できている部分もある中に、見直しの必要な施策も見えてきつつあります。
当初、平成３２年度に事業見直しを行う設定としておりましたが、施策の検証遅れによる、農業振興施策の停滞を招くことの無いようニーズに沿った対応を図ってまいりたいと考えております。

１０番（大久保孝司君）
経済課の方で進めておられるわけですけれども、まず１番目に農業就業人口を先ほど申しましたけれども、平成１７年では、合併当初ではですよ、１，２１１人おったと、こちらの方の振興ビジョンの冊子の方に載ってるわけですけども、そして２７年では７３５人の、５００人ぐらいは減ったということなんですよね。このことを踏まえて、この３０年ではどの程度の農業就業人口になっているか調査したことがございますか。

町長（森田俊彦君）
経済課長に答弁させます。

経済課長（川元俊朗君）
おっしゃるように、平成２７年の農業センサスでは農業人口７３５人ということで４４７戸、うち６０歳以上の方が５４３人ということで７４％の率となっているようです。
ビジョンの作成にあたりましては５年毎というようなことがありまして、現在３０年については取っていないところでございますが、認定農業者数で言いますと、平成２７年度が１２５人おられます。平成３０年度が１１０人となっておりまして、３年で既に認定農業者でさえも１５人減っているということであります。
以上です。

１０番（大久保孝司君）
いつも言う言葉なんですけども、この団塊の世代が農業を辞めてしまう、農業が出来なくなる、この農業就業人口がこれだけのことになったら私どもの町はどうなるんだろうと、先ほど持留議員が耕作放棄地を言われましたけれども、耕作放棄地だらけになるんじゃないかというような、本当危惧を持っております。
私にしても、もうこの議会に出てから４０で出たんですけれども、もうそろそろ３０年になろうとしているわけですよね。だから、私どもにしてもこの議会が勤めが終わった時にはちょうど７０ですよ。そしたら、もうあと５年かなというふうな気がしております。じゃあ、５年後のうちの町の耕作をされている場所がどれだけあるんだったらですよ、私どもの下地区にしてもですよ、どれだけあるんだろうというような感じを受けます。それぐらい農業を専業をしている集落にしてもそのような状況であります。です

から、是非ですね、毎年良い農業施策というものをば、どんどんどんどん、いわば５千万ぐらいずつは、どんどんどんどん出していくべきだというふうに私は思っております。これは農業をしているからこそ分かることであってですよ、もちろんその商業も振興も大事ですし、色々な工業の振興も大事ですけれども、特に、人口は減っても土地は減らないというのがありますので、そういった部分をしっかりと努めていただければというふうに思っております。

それから農業、この振興ビジョンの中でですよ、実証事業により試験栽培でハーブのホーリーバジルでしたっけ、それから月桃、それから米の品種選定、それからアボカド、こういった付加価値の高い農産物の振興を掲げられたんですけども、現状ではどのような状況なのか。どのような施策を取っていくべきか。この４つの中からもう絞り込んでおられるのか。そこら辺りはどうですか。

町長（森田俊彦君）

経済課長に答弁させます。

経済課長（川元俊朗君）

ご質問のビジョンの関係でございますが、ビジョンの計画については概ね計画どおりに進んでいるんじゃないかというふうには思っているところでございます。ご意見のようにですね、基本施策の中に短期、中期、長期というのがございます。早期に取組む施策として色んなのがあるんですけれども、ご指摘のビジョンの中にありますホーリーバジル等のところが、現在就農の方が大変少ないというようなことで、おっしゃるようにこの辺をちょっと見直していって目標を立てて進めていく必要があるというふうに考えているところです。

以上です。

１０番（大久保孝司君）

ホーリーバジルをされてる方が１人でもおれば、これはもう推進していかなければならないと思うんですが、月桃とか、それから米にしてもですよ、今、見受けられないんですよね。これ試験区だけで終わってしまったのかなというふうには思っておりますし、ですから今町長が進めているパイナップル、或いはパッションフルーツ、こういったもの等をですよ、どんどんこの振興ビジョンの中に入れ込んでいくということが必要だと思うんですが、そこら辺りはどう考えですか。

経済課長（川元俊朗君）

もうご指摘のとおりだというふうに考えております。現在、試験的に行いましたパインアップルなどをですね、前面に押し立てて計画の見直しを図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

１０番（大久保孝司君）

先程アボカドの面積等が出ましたけれども、推進品目であるこのアボカドですけれども、栽培面積はどれだけ当初からしたら２８年から増反されたのか。苗木補助等もありましたのでそこら辺りはあろうかと思いますが、先ほど経済課長が９０アールということも申されましたけれども、増反された数量が分かりますか。それから、農業振興ビジョンのこのアボカドの他に、先ほど言いましたパインアップル、また今度の辺塚だいだ

い、こういった苗木による購入支援で、予定どおりですよ、果樹振興対策事業が予算の中で進められておられますか。

経済課長（川元俊朗君）
　まずアボカドの方でございますが、平成２６年度から取組み始めまして徐々に増えつつありまして、現在３００アール程の植栽面積でございます。今の状況で言いますと、アボカドについては予定どおり進んでいるというふうに考えているところでございます。

（「果樹振興対策事業は。」との声あり。）

　果樹振興対策事業の方についても、予定どおり進んでいるというふうに考えています。

１０番（大久保孝司君）
　じゃあ、この振興ビジョンにおいては概ね進んでいると。是非見直しの部分があったらですよ、やっぱり年次毎にですよ、この書物を取り出してやるべきだというふうに思うんですが、是非続けていってほしいと思います。
　次、お願いします。

議長（大村明雄君）
　休憩します。

１４：０５ ～ １４：１５

議長（大村明雄君）
　休憩前に引き続き会議を開きます。

〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕

町長（森田俊彦君）
　次に、第③項「国の認定新規就農者制度で認定件数全国２位の鹿児島県であるが、本町の受給者は何名か、また本町新規就農者研修制度、農業者入植促進事業の受給者は何名か伺う。」とのご質問でございますが、平成２４年度より国の新規就農者に対する支援事業として、青年就農給付金事業が開始され、昨年、事業内容の見直し等を踏まえ、事業名も「農業次世代人材等支援事業」となっております。
　その支援事業は、認定新規就農者になることが要件で、本町では平成２４年度から２９年度までに１１名が認定され、給付金を受給しております。
　本年度においては１名が認定されて、現在７名が受給しております。
　また、農業者入植促進事業におきましては、多様な新規就農者を対象として町単独による就農奨励金として、平成１７年度から２９年度までに４５名が受給し、本年度は３名が認定され、現在４名が受給しております。
　新規就農者研修制度につきましては、本年度１名が認定されて受給しております。

１０番（大久保孝司君）
国の事業によって、農業次世代人材投資事業てなったんですけども、経営開始型という形になったんですけれども、町としてこれを分かりやすい文言にする考えはないですか。国の方も名前を変えて、なおさら分かりにくくなったと。云わばですよ、これ若い新規の農業をやりたいっていう人間が聞いても、或いは親が聞いても分からないですよねっていうふうに思うんですが、これはある程度残しても、こっちの方を括弧書きにして、私どもの町の分かりやすい形にするつうことは出来ないですか。

町長（森田俊彦君）
議員おっしゃるとおり長い文言だと呼び名も非常に大変ですし、意味が分かりにくいのかなと思います。通称というか、仮称で付けられれば、良い文言があれば付けたいなというふうに思います。ただ法規制上、事業申請する時には、この名称になろうかと思いますけれども、我々の呼称で呼ぶ時には、もうちょっと柔らかい呼称で呼びたいというふうに思います。

１０番（大久保孝司君）
新聞の方もですよ、南日本新聞も認定新規就農者という形で出してるんですよね。記事として、何も難しい農業次世代人材投資事業というようなことは、一文字も書いてないんですよね。ですからやっぱりこれは、その町におうた形でって僕は思うんですよ。ぜひまたすごくいい形ででも検討していただきたいと思います。
それから新規就農者研修制度事業ですけれども、今５０歳までの方を対象にされておるんですけれども、やはり私どもの町に来られるっていう就農をしたいという、新規に就農したいという方が、５０歳を超えておられる方もたくさんおられるだろうというふうにも考えます。もちろん若い方もおられるわけですけれども、５０歳までという年齢制限があるんですけれども、この町外、県外からの新規就農者希望者は、５０歳を超える人たちが、たくさんいると思いますので、ここを見直す考えはないか。また、農業研修でですよ、１年でなく、２年という形が出来ないものか、そこはどうでしょうか。見直しの件ですけど。

町長（森田俊彦君）
さきのこの年齢制限の件でございますが、これにつきましては、一応３１年度より上限を一応６０歳未満ということで今、改定予定するつもりでおります。
それと農業研修資金に関しましての、年数はちょっともう一度検討させて下さい。

１０番（大久保孝司君）
それから新規就農者研修制度事業によってですよ、研修生の技術指導手当、経済課長分かりますか。それから就農支援資金の利用度これはどうでしたか。

町長（森田俊彦君）
経済課長に直接に聞かれたんで、経済課長から答えさせます。

経済課長（川元俊朗君）
新規就農研修者制度でございますけれども、現在交付金の方が、単身者が月額 15 万円以内、世帯者の方が 25 万円以内。それから研修指導をされてる方について、月額 2 万円以内ということで 2 万円。そして就農開始資金の方を 50 万円というふうに規定を

しておりますが、研修制度については、本年度始めて１名が採用っていうか、受けられたところでございますので、今後３年間になりますか、それを見据えて必要であれば、執行したいというふうに思っているところです。

（「手当も新規も無かったっていう事で理解してよろしいんですか。」との声あり）

今あります。

（「利用度、俺が聞いてるのは。」との声あり）

利用度、就農開始資金の。

（「指導手当。」との声あり）

指導手当はすでに執行しております。

（「だから利用されて、今、手当をされているのかってこと。」との声あり。）

しております。
ごめんなさい、失礼しました。

（「1名。」との声あり）

1名です。

（「支援金の方も。」との声あり）

経済課長（川元俊朗君）
はい、１名お渡しをしております。

（「こっちの方も１名。」との声あり）

はい。

１０番（大久保孝司君）
新規就農者へのこの三つの事業の中で町民農業者が知り得ない方が、先ほどの方でもありましたけども、ＰＲ等がございましたけれども、知り得ない人が多くいると思うんですよね。例えば、云えば４０代、５０代の方が県外に出ておられて、８０代のお父さん、お母さん方が、おじいちゃん、おばあちゃん達が帰って来てくれたらいいんだけどと言ってもなかなかこちらの方ではそういった会社もないしなということで、なかなか帰されないということ等を考えた時に、こういった事業をばお年寄りでも知っていれば、もっとこういうのがあいが、あんたは帰ってこれないかと、言えばこの国の方の事業であればですよ、５年間は150万円、１年間に150万貰えるんだぞ、そしたら何とか農業が出来るようになるんじゃないかというようなこと等をば家庭の中で話合えれば、もっと私どもの町の農業者が増えるんじゃないかというふうに仮定しますけれども、そうい

ったこと等を考えた時に、もっとこの各家庭に配られている私も今日も持って来ていますけれども、こういったパンフレットもありますけれども、もっとＰＲ出来る方法、知らない方が本当農業者の中でもおられますし、認定農家の会合でも、必ずこのパンフレットは出しておられますけれども、もっとＰＲする方法は考えられないかお尋ねいたします。

町長（森田俊彦君）
　担当課長に答弁させます。

経済課長（川元俊朗君）
　３つある事業について事ある会合ごとに町長等の挨拶の中でもよく出していただいているところございます。パンフレットの改善につきましてはおっしゃるとおり、木佐貫議員からもありましたように改善をしていくと言う方向で進めさせていただきます。今後どういう、この事業名を見ただけではちょっと何を意味するのか分からないというようなご指摘もございますので、具体的に分かりやすいように工夫をいたしまして、どういう内容になるかはまだ未定でございますけれどもアピールしていきたいというふうに考えております。

１０番（大久保孝司君）
　最初はですよ、農業者入植促進事業、私どもの町では１本しかなかったんですよね。それが今度は新規就農者の支援事業があり、そして 150 万も与えられる国の事業、こういったもの等がどんどん入ってきていますし、これを考えた時に、やはり基幹産業である私どもの町の農業というもの、１次産業の者に関してはですよ、ぜひこういった３つもある補助事業等をですよ、どんどんどんどんアピールして、ぜひ私どもの町に１次産業の振興が図られるような体制をとっていただきたいと思います。
　じゃ次お願いします。

〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕

町長（森田俊彦君）
　次に、第④項「本町での新規就農を目指すＩターン者が多いと聞くが、対応はどのようにされているか、農業技術の指導はどのようにされていくのか伺う。また、農業研修、農業実習として移住・定住交流お試し住宅整備事業を利用される考えはないか伺う。」とのご質問でございますが、近年、本町で就農を希望される方からの相談は、複数ありまして、その中にはＩターン者も含まれております。Ｉターン者の場合は、就農相談は勿論のこと、移住に向けた空き家の紹介など関係課と連携して対応を行っております。特に、就農支援については、新規就農者研修制度の活用により、本人の希望する品目を尊重して、その品目に取組んでいる農家で研修し、就農に向けた技術取得をしていただく体制で進めております。また、経済課の２名の営農指導員による技術指導も適時行う体制で進めております。
　大久保議員からのご質問の農業研修並びに農業実習期間中の住居として、移住・定住交流お試し住宅整備事業による住宅を大いに活用して、経済的にも負担をかけない充実した農業研修、農業実習を実施して行ければと考えているところです。

１０番（大久保孝司君）
本当にこの企画課が進めているお試し住宅はですよ、すごく私どもの町のお試し住宅は、最高なものだと思っています。２０坪程度あったのかな、見ましたけれども、綺麗にリフォームをされて、あとは家財道具を入れるだけだと、そして１日千円で借りられる。ネッピー館に泊まったら金が掛かるけれども、あそこだったら１日千円で、夫婦でも十分対応出来る場所ですし、それと静かな場所でもありますので、これは最高の場所だと思っております。担当の職員に言わせますと、１月からもう必ず出来るだろうということも以前聞きましたので、ぜひＩターン者が、私どもの町に農業をしたいんだと、そしてピーマンを見たいんだ、インゲンを見たいんだ、或いは畜産をしたいんだと、色々なものを、私どもの担当の技術指導員の方々が見していただければですよ、やあ１日や２日で出来るもんじゃないと思います。そしてそういった私どもの町の農業を実態をば、ぜひ見ていただいて、これをやるんだということを進めていただければと思うんですが、ここはこれで私は態勢出来ると思うんですが、やっぱり農業をやるのに一夕一朝で出来るものではないんですよね。だから私はいつも言ってる公社制度はしたらいい、どうだっていうことも言うんですが、それは何回言っても無理なようですので、これ以上は申しませんけれども、やはり、今、経済課が進めているのは、農業者に対して、その技術指導してもらうんだということ等をされておりますので、でしたらやっぱりその立派な農業をやっている方々に、もっと多くの金額を出さして、技術指導をしてもらうということをしていかなければ、先ほどの新規就農者の為の技術指導で、月に２万円とか、こういったものは少な過ぎるんじゃないかっていうふうに考えますが、町長どのようにお考えですか。

町長（森田俊彦君）
卒農制度と併せて考えて頂ければいいのかなというふうにも思っておるんですけれども、そういう部分では事業しながら収益いただき、そして出来ることであれば、その方がそこで次の担い手にチェンジして、代わっていただければ非常にいいのかなと言うふうに思います。
金額の面に関しましては、もう一遍整理したいというふうに思いますので、検討させてください。

１０番（大久保孝司君）
検討されるということを理解して、私の方これで終えたいと思いますが、ただ、先程申しましたバレイショの方の第４号補正の中での、種子助成事業、このことについてもですよ、私どもバレイショを植えている、私、持留議員、これを見た時に、これ駄目だよねって二人で話し合いました。やっぱりこれはですよ、全バレイショを作っている方々に行き渡るような助成事業が１番私どもは望ましいと思います。価格が低迷した中で、先程申しましたように、高齢化によってキャリーが重くなった、こういうのをば増反するというのはなかなか難しいと思うんです。ですから維持する為に皆さん全員に、こうして作られた分をば補助しますよっていう形が、私は１番いいだろうというふうに考えます。もちろん持留議員もそう申されましたので、ぜひ６分の１しかおりませんけれども、そういったこと等も含めてですよ、やはり机の中で決めるのではなくて、バレイショを作っている方々、或いは団体にぜひ相談してから、こういった補助事業は進めていただきたいというふうに最後に申しまして、私の一般質問を終わります。
ありがとうございました。

議長（大村明雄君）
次に、大坪満寿子さんの発言を許します。

〔　議員　大坪　満寿子　君　登壇　〕

８番（大坪満寿子君）
こんにちは。早いもので、今年も残すところあと半月となりました。
去る１１月１３日に「女性議員と語る会　ふれあいトーク」が開催されました。多くの各種女性団体の会員の皆様と色々話が出来、有意義な時間を過ごすことが出来ました。そして何より多くの方から素晴らしいパワーをいただきました。皆様にいただいたパワーを今後の議員活動に生かしていきたいと思います。
さて、今回も町民の声を町政に届けるべく通告に従い一般質問を行います。
まずトイレ問題です。
私は、平成２９年６月会議の一般質問で、小瀬戸口周辺にトイレ設置が出来ないかと質問しました。町長からは、農業従事者に限らず、野外で作業されている方々については、トイレの確保は、男性でも女性でも切実な問題です。圃場に設置となると水道、電気の配備や場所の確保などに困難が予想されることから、圃場に設置という枠だけでなく、色々な要素を勘案した上で広域的に考えていきたい。またモデル的な公衆トイレの設置についても、大規模な圃場地域や交通量の多い幹線道路、また観光地周辺を勘案して、観光課と協議して検討しますと答弁がありました。行政からも、駐車場のスペース確保、衛生面の維持管理などがある為そのままだが、小瀬戸口については、雄川の滝の関係でそれなりの整備を進めていくとの答弁でした。その後、大河ドラマ西郷どんが始まり、オープニング映像で雄川の滝が放映され、また今年８月には霧島錦江湾国立公園に編入されるなど、雄川の滝は全国区になり、前にもまして観光客が多くなりました。しかし、雄川の滝に近い小瀬戸口周辺の公衆トイレ設置の進展は見られないようです。観光客もトイレには不自由していると聞きます。そして何より６月会議で一般質問した農家の皆さんの切なる声は届いているのでしょうか。
錦江町は２０年以上前になりますが、旧大根占町の時、地元住民の要望に応え、道路を挟んで町有地の４箇所、池田地区、宿利原地区そして神川地区、お手元に写真がありますので見てください。馬場地区、それぞれに公衆トイレを設置しています。管理は、現在シルバー人材センターに委託しているとのことです。農業従事者初め、色々な人が利用していると聞きます。
南大隅町は、圃場周辺に公衆トイレがない為、このようなブルーシートで囲っておられる方が多いです。ジャガイモ収穫時期にはもっと多くなります。小瀬戸口周辺の公衆トイレのその後は、どのように検討されたのか伺います。
次に、庁舎建設予算について伺います。
先般配付された南大隅「みんなの議会」を見た住民の方から、庁舎整備事業費を「4億6千3百57万円追加し16億4千8百78万円に」の記事を見て驚いた。庁舎建設費は、いったい幾ら膨らんでいくのかと聞かれました。
今日でもこのように庁舎建設に不安を覚える町民が多数おられます。
そこで、このような町民に変わり質問します。
今現在16億4千8百78万円の庁舎整備事業費ですが、最終的な庁舎建設関連予算はどの程度見込まれているのか伺います。
以上で私の壇上からの質問を終わります。

〔　町長　森田　俊彦　君　登壇　〕

町長（森田俊彦君）
　大坪議員の第１問第①項「平成２９年６月会議で小瀬戸口周辺の圃場トイレを質問し、『それなりに進めていく』と答弁されたが、どのような検討をされているか伺う。」とのご質問でございますが、公衆トイレの設置については、交通量の多い幹線道路、観光地周辺を勘案して進めているところです。
　現在、諏訪地区に駐車場を整備する為、必要な手続を進めているところでございます。準備が整えばただちに駐車場を整備して、併せて公衆トイレを設置する計画です。
　ご質問の小瀬戸口周辺のトイレ整備については、圃場から駐車場予定地まで、車で５分から１０分圏内の移動距離にありますので、十分供用が出来ると考えております。

８番（大坪満寿子さん）
　今、町長から、諏訪神社周辺に公衆トイレと駐車場をということでよろしいんでしょうか。
　それを設置した場合、それは観光客の為のトイレではないですかお伺いします。

町長（森田俊彦君）
　単に観光客の為だけのトイレではなくて、公衆トイレでございますので、町民の皆様方も、また近隣の方々も使える部分でございますので、農家の方でも十分使えるというふうに思っております。

８番（大坪満寿子さん）
　そのトイレは、誰でも利用出来るということですが、いつでも開放されているのか伺います。

町長（森田俊彦君）
　担当課長に答弁させます。

経済課長（川元俊朗君）
　供用が開始されればどなたでも利用出来ます。
　以上です。

（「いつでも。」との声あり）

　はい、いつでも出来ます。

８番（大坪満寿子さん）
　諏訪地区にトイレが出来れば農業従事者の方も大変喜ばれると思いますが、果たして観光客が大勢いる時など土にまみれた農業従事者が、気軽に利用出来るかといえば、そうでもないと思います。やはり農業従事者が気兼ねなく利用出来る公衆トイレは、私は必要かと思います。なぜなら先程申し上げたように、困っている方が大勢いらっしゃいます。
　私は、先般の町長の答弁で小瀬戸口周辺に農業従事者が待ち望んでいた公衆トイレが、すぐにでも出来るものと思っておりましたが残念です。

川原自治会の瀬戸下生花さんが、トイレを探してお困りの観光客に好意でトイレを開放されておられます。農家の方にもどうぞ使っていいよって言うんだけど、土にまみれて汚れてるからちょっと使用出来ないって遠慮されるそうです。
瀬戸下花屋さんのご好意をご存知でしたか伺います。

町長（森田俊彦君）
瀬戸下さんの話に関してだけ言えば、知っておりました。

８番（大坪満寿子さん）
諏訪地区辺りもなんですが、小瀬戸口周辺の圃場には、地元農家の方だけでなく、城内地区、花之木地区、山本地区、辺田地区、遠くは鹿屋からも多くの農業従事者の方が来られます。未だにＡコープや農協までトイレを借りに行くともおっしゃいます。男性の方も急な便意をもよおした時、大変困ると話されます。
錦江町は、今年９月の会議の一般質問で田代地区にトイレがなく、農業従事者が不自由しているという一般質問に、町長は年次的に検討していくと答弁されました。錦江町は、田代地区にも公衆トイレが圃場周辺に出来そうです。
他の町に出来て南大隅に出来ないはずはないと思いますが、小瀬戸口周辺におトイレはどうでしょうか、町長お答え下さい。

町長（森田俊彦君）
一旦このトイレがですね、水洗トイレで綺麗なトイレが出来るかと思いますので、これ出来て、その状況を見て、それからまた考えさせて下さい。

８番（大坪満寿子さん）
ネッピー館はじめ、みなと公園、ふれあいドーム、なんたん市場、多目的健康広場など、トイレが密集している所も我が町にはあります。
とにかく本町には、必要な場所に公衆トイレが不足していると思います。
農業は南大隅町の基幹産業です。農業従事者の声を拾い上げ、ぜひ小瀬戸口周辺に公衆トイレを設置すべきです。小瀬戸口周辺の公衆トイレは、多くの観光客の方にも喜ばれて利用されると思いますので、検討の程お願いします。

議長（大村明雄君）
お願いでありますので、答弁は…。

（「あっですね。次の質問をお願いします。」との声あり）

〔　町長　森田　俊彦　君　登壇　〕

町長（森田俊彦君）
次に第２問第①項「最終的な庁舎建設関連予算はどの程度見込まれているか伺う。」とのご質問でございますが、議会９月会議において、庁舎本体の建設工事に係る継続費を含む一般会計補正予算（第３号）を可決いただき、庁舎本体の建設工事につきましては、去る１０月１６日に公告、条件付一般競争入札により１２月７日に開札、執行しております。
「最終的な庁舎建設関連予算はどの程度か」とのことでございますが、庁舎本体の建

設工事費以外で、今後見込まれる事業といたしましては、「旧庁舎の解体」、「駐車場整備」、「公用車車庫建設」等、本体工事費以外の外構並びに付帯工事費を6億円程度と想定しております。

８番（大坪満寿子さん）
それらは合併特例債が適用されるのか伺います。

町長（森田俊彦君）
総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）
合併特例債の適用でございますが、今後の事業に対しても合併特例債の対象になるものはあろうかと思いますけれども、基金活用を行うのか、合併特例債を活用していくかという部分については、今後検討していきたいと思います。

８番（大坪満寿子さん）
今、町長が答弁された6億円の中で幾らぐらい合併特例債に適用されるのか分かっているのでしょうか。

総務課長（相羽康徳君）
ただいま町長の答弁にありました6億円の内、合併特例債を幾ら使用するかということでございますが、現在のところは、まだ確定はしておりません。
ただ町有施設整備基金も約17億円程度保有しておりますので、ここの状況も十分に加味しながら、判断していきたいというふうに考えております。

８番（大坪満寿子さん）
庁舎建設の住民説明会では、有利な合併特例債で庁舎建設をし、費用は12億3千万円程度という説明があったかと思います。既に16億円を上回っております。しかも、一般財源を必要とする事業があるということは、住民説明会では説明がなかったと思っております。
16億4千8百78万円以外に、これらの経費を必要とすることを町民が納得するようきちっと説明すべきです。
そして備品は再利用されるよう努めて下さい。
これで私の一般質問を終わります。

議長（大村明雄君）
次に、津崎淳子さんの発言を許します。

〔　議員　津崎　淳子　君　登壇　〕

３番（津崎淳子君）
今年も残りわずかとなり、年の瀬の慌ただしさを感じつつ、寒さも増し、本格的な冬の到来を感じます。
今年最後の質問となります。
さて私は子育ても一段落して、教育とは離れていましたが、議員になり教育産業常任

委員会に所属し、学校行事や教育現場に赴く機会が増えました。
　昔と現在とでは、大分様変わりしています。
　昔は、黒板、ノート、鉛筆、教科書等を使って授業をしてましたが、現在は情報化社会になり、電子黒板、パソコン、インターネット、電子教科書等といった道具を利用して授業が行われます。
　アナログからデジタルへ変化しています。
　そこで、まず義務教育でのＩＣＴ情報通信技術活用の現状と課題について質問します。
　①現在の小中学校におけるＩＣＴの整備状況をお伺いします。
　次に、②プログラミング教育が２０２０年から小学校、２０２１年から中学校で必修化に向けて、準備状況、又は取組みを伺います。
　プログラミング教育のプログラミングとは、コンピューターは、人が命令を与えることによって動作しますが、この命令がプログラムであり、命令を与えることがプログラミングです。プログラミングによって、コンピューターに自分が求める動作をさせることが出来ると共に、コンピューターの仕組みの一端を伺い知ることが出来るので、コンピューターが魔法の箱ではなくなり、より主体的に活用することに繋がります。
　そしてプログラミング教育とは、コンピューターを通して自分がこうしたいと思う活動を実現するために、どのような動きが必要で、どのように組合わせしたら、したい活動に近づくのかを論理的に考える力を育てることです。
　次に、子供たちの遊び場についてですが、９月会議の一般質問で、松元議員が「児童公園の整備について」質問されました。
　私も２０数年前に引っ越してきた時は、外で遊ばせたいし、私も子供にも友だちを作りたく、狐塚公園やみなと公園、神川大滝公園まで行ったことを思い出しました。
　そこで「子供たちの遊び場について」質問します。
　①子供が遊べる公園の必要性についてどう考えているか伺うですが、前回、松元議員が「児童公園の整備について、子育て世代の交流の場として利用できる児童公園をつくる考えはないか伺う。」と質問され、町長は、児童公園の整備は、子育て環境として必要なものと考えていると答えられましたので、今回は、長年教育の現場におられた教育長の考えをお伺いしたいです。
　次に、今後の計画の有無を伺うですが、松元議員の質問では具体的な計画はありませんが、新町建設計画の中で、子どもの遊び場等の整備の位置付けもあるので、今後実施の可能性を検討していきたいと言われましたが、どうなっているのでしょうか。
　以上で壇上での質問を終わります。

教育長（山﨑洋一君）
　津崎議員の第１問第①項「現在の小中学校におけるＩＣＴの整備状況について伺う。」とのご質問でございますが、平成３０年１２月１日現在、児童・生徒用パソコンは、神山小学校４０台、佐多小学校１５台、根占中学校４０台、第一佐多中学校１５台を導入しております。
　いずれも１クラスの児童生徒が１人１台一度に使用出来る台数となっております。
　電子黒板につきましては、平成２９年度より導入を始め、現在のところ、神山小学校４台、佐多小学校２台、根占中学校２台、第一佐多中学校２台を導入しているところでございます。

３番（津崎淳子さん）
　パソコンは、パソコン教室に１クラス１台一度に使えるということですが、電子黒板

は普通教室に１台ずつではないですが、今後、どのように計画されてますか。

教育長（山﨑洋一君）
　電子黒板につきましては、２９年で導入しておりますので、行く行くは、各クラスに１台設置する計画のため、次年度以降も年次的に整備する計画でございます。またモニターとの拡大投光機を含めて設置していきたいというふうに考えております。

３番（津崎淳子さん）
　所管事務調査で視察した時に、電子黒板や拡大投影機等を活用されているのを拝見しました。拡大投影機は使用頻度も多く、足りず学級同士で譲り合いになっているとのことを聞きました。また教室を移動することによって、故障や破損を起こす可能性も出てくると思います。
　平成３０年度の南大隅町教育大綱で、電子黒板を活用した教育の充実があがってましたし、タブレットが導入されれば、電子黒板とセットで多く活用されるので、各教室に必要だと思うので、年次毎に増やすのではなく、全教室に設置は出来ないでしょうか。

教育長（山﨑洋一君）
　電子黒板につきましては、ご存知のとおり１台が大変高価でございますので、出来るだけ年次毎に備えていった方が、今のところ計画的に備えていきたいというふうに考えております。一回に全部設置することも、もし予算等で許せば、そういうふうにやっていきたいとは考えています。ただ現在のところ、子供たちの児童数が、大分少なくなる傾向にありまして、非常に急がなきゃいけないという気持ちは、十分持ってるところなんですけど、予算の面からちょっと毎年、年次的に計画的に備えていきたいというふうに考えているところでございます。

３番（津崎淳子さん）
　ＩＣＴ教育をより充実発展させるためにも、早期の購入はやっぱし私は必要だと思うので、検討していただきたいと思います。
　次に、これからタブレットが導入されるということなんですけど、どのように活用していくのか方向は定まっていますか。

教育長（山﨑洋一君）
　タブレットについては、平成３１年度から導入を計画しております。１クラスの児童生徒が、１人１台一度に使用出来る台数を購入する計画でありまして、その利用方法、或いは使用するアプリケーションについては、実際に授業をする先生とよく協議をしながら、計画を進めてまいりたいというふうに考えております。
　以上でございます。

３番（津崎淳子さん）
　タブレットをどのように活用するのか、私はあまり知らなかったので、お話を聞きに行ったり、見せていただいたり調べました。
　タブレット端末には、カメラ機能や録音・録画機能、メモ機能やマップ機能、インターネットも出来て、タブレット１台で情報の収集、選択・編集・発信・交流が出来ます。
　先日、第一佐多中学校で教育研究発表会がありましたが、理科の実験で計測しタブレット端末に入力すると、電子黒板にグラフ化され、黒板に書く時間が短縮されてました。

理科の実験や観察では、タブレットは必須アイテムだそうです。体育では、他の所なんですけど、跳び箱の飛び方を検索した動画と生徒が跳ぶ動画を並べて再生出来るアプリに取り込んで、ホームをチェックしたり出来ます。また、ある小学校の例ですが、小学校で１人１台のタブレットを持ち、授業前日の昼休みや放課後等に予習教材を各自ダウンロードし、自宅に持ち帰り予習教材を見て、今日の予習内容を理解出来たかを問う小テストと今日の予習教材の感想などを記述する１０分から２５分ぐらいだそうです、翌日登校したら、自分のタブレットでサーバーに送信し、小テストやアンケートの結果を電子黒板に写し、予習内容を皆で確認し、グループに分かれ共同学習、各班での話合いをクラスで共有し、実験に入る前に手順や検証項目、注意点を電子黒板で確認し、実験を開始し、班内で役割分担し、係がタブレットで撮影し、証拠を押さえる。実験結果を発表し、クラスで議論し、まとめる。それをすることによって、授業展開が早くなる。共同学習が濃密、子どもの理解度が高いそうです。共同学習や発表する機会が増え、伝える力の言語能力が磨かれているそうです。

また複式学級でもタブレットの利用は、大いに役立つとのことでした。

タブレットを何を目的として、どのように使う為に導入するのかを明確にしておかないと、とにかく導入すれば使ってくれるだろう、成果が上がるだろうと曖昧な考えで導入されたものほど実践で使い物にならなくなった例もあるそうです。

よく協議をして進めていただきたいです。

②の質問をお願いします。

教育長（山﨑洋一君）

次に、第②項「２０２０年から小学校、中学校とプログラム教育の必修化に向けて準備状況、又は取組みを伺う。」とのご質問ですが、準備現状として、プログラミングに使用するコンピュータは１クラスの児童生徒が１人１台一度に使用出来るように整備いたしております。また、今後はさらにタブレットの導入も考えております。

プログラミング教育の取組みとして、これまで学校では、コンピュータを学習内容に関わる情報収集のために活用してきましたが、今後はコンピュータに意図した処理を行わせ、算数や理科等の問題解決を図ることが出来るように、新学習指導要領に明記され必修化となります。

従いまして、小学校においては、プログラミングを学ぶ前段階として、プログラミングを体験し、日常触れる身近なソフトウエアが、プログラムによって作られていることを理解し、教科学習で活用出来るようにします。中学校においては、技術分野の情報の技術において、計測・制御に関するプログラミングを問題解決に活用出来るようにします。また昨年度・今年度と本町へ寄贈いただいたプログラミング用ロボットを各小学校で活用し、コンピュータにプログラムすることにより、自在に動くロボットに興味・関心を持つように努めております。

３番（津崎淳子さん）

プログラミングという科目が出来るのではなく、既にある教科の中でプログラミング教育を実践されるということですね。またプログラマーを育てるためでなく、プログラミング教育を通じて育成すべきプログラミング的思考などを育むということになるんですか。

文科省の小学校のプログラミング教育の手引きの中で、学習指導要綱に提示された教科、学年、単元等に限定することなく、適切なカリキュラム、マネジメントの元で各学校の創意工夫を生かしたプログラミング教育が展開されることが期待されると書かれて

ますが、子供たちが興味や関心を持ち、つまずかないように指導していっていただきたいです。
先生方のスキルアップが必要だと思うんですけど、どのように考えられていますか。

教育長（山﨑洋一君）
今、津崎議員が言われましたように、プログラミングっていうのは教科ではなくて、各教科の中で使いこなしていくということで、初めての学習の内容でございますので、先生方も大変戸惑っているところでございます。
先見的に本町では、佐多の社長さんの方からロボットを頂きました。このロボットを活用することで、プログラミングに対しては、こんなことをやったらこんなふうにロボットは動くんだという興味関心を持っていただくと、そのことがプログラミング教育に発展していくんじゃないだろうかなと思って、先行的にロボット２台が各学校で配置されているところであります。そのようなロボットを使ったり、或いはタブレットを使ったりしてプログラムを教育する時に先生方がじゃーどうだろうかといった場合に、皆さんはどうですか。「おい、タブレットをちょっと使ってみいやんせ」て言った時、どうでしょう。最初に携帯を使われた時はどうでしょうか。そういう時に、「おやもうこんとは出来ん」とこれでは困るわけですね。先生方は指導していかなきゃいけないわけですので、当然そのための研修が必要になってきます。従いまして、来年度から２年をかけまして、当然先進校の視察、それから県も研修会を行いますので、積極的に研修に参加しなさいと、或いは地区でも行われると思います。それに参加をしていただいて、プログラミングはどういうことだろうかという基本を学んでいただいて、子供たちに指導すると、もう一つは、本町もタブレット等入れていきますので、その時の業者さんが非常に詳しい方がいらっしゃいます、その方の講習もしていただくというような形で進めてまいりたいと思います。そして、先生たちのスキルアップを図っていくと、当然、管理職においても、そういうのを使いこなすような管理職を持ってきて、当然指導していかなきゃいけないわけですので、今からの教頭先生、校長先生っていうのはこういうことも出来ないといけない。そうすると一般の先生方も、んにゃこら校長先生になると、あいもせんないかん、こいもせんないかん大変だろうと思います。でも、そのことがですね子供に響いていけば、私ども十分でないだろうかなと思っています。
とにかくスキルアップをする為の研修については、惜しみなく参加していただきたいというふうに考えているところでございます。

３番（津崎淳子さん）
お話を聞いてて先生たちの、また先進地の視察、研修、講習と、また仕事の量がますます増えるのではないかと心配しますし、また学校によっては力の差が出てこないのかと心配される保護者の方も出てくるかもしれません。
２０２０年に小学校でプログラミング体験が必修化、２１年に中学校で技術、家庭科でプログラミングに関する内容を拡充、２２年に高校でプログラミングを含む情報Ｉが必修化、２４年度には、大学入試センター試験に代わる大学入学共通テストに情報Ｉが国語や数学のような基礎的科目として導入される見通しだそうです。
現時点で小学校６年以下の子供は、国立大学などを受験する上で、プログラミングの知識や能力が欠かせなくなります。
文部科学省が、教育のＩＣＴ化に向けた環境整備５ヶ年計画（２０１８年から２０２２年度）の分を策定され、この計画に基づくＩＣＴ環境の整備充実を図るため、教育用コンピュータ、ネットワークの整備、ＩＣＴ支援員の配置等に必要な経費について、地

方財政措置が講じられます。
　先生方の負担軽減、子供たちのＩＣＴの先端技術の能力を育み、教育の充実を図るためにも、ＩＣＴ機器の導入、ＩＣＴ支援員の配置が必要だと思いますので、考えていただきたいと思います。
　次お願いします。

教育長（山﨑洋一君）
　次に第２問第①項「子供が遊べる公園の必要性についてどう考えているか伺う。」とのご質問でございますが、南大隅町議会９月会議において松元議員からの子育て世代の交流の場として利用できる児童公園をつくる考えはないか。」のご質問で森田町長も答弁されたとおり、私も子供がのびのび遊べる児童公園の整備は、子育て環境として必要なものと考えております。
　以上です。

３番（津崎淳子さん）
　町長も教育長も必要だという考えをお伺いいたしました。
　私も必要だと思っています。
　現在、核家族化し少子化になり、外で遊ぶには車が通るから危ない、不審者が出たら心配し親が見える範囲でとなり、屋内で遊ばせます。
　幼児期の子供と接する保育者たちによると、子供が昔に比べて泣かなくなった、表情が乏しい、泣き方が弱い、笑わない、走らない、とぼとぼと歩いている、部屋の中に閉じこもりがち、視線が合わない、体が硬い、遊びの天才と言われる子供の遊びが、貧弱になり、遊ばない子供、遊べない子供の話題も取り上げられたりします。
　子どもが子どもらしくなくなってきて、変に大人づれした子どもの姿が目につくようになっていると思います。
　核家族化し、外で遊べなくなった子供たちの心、体の発達度、体力の低下が心配されます。
　遊びは、成長過程の発達を助けるもので、遊びは子供にとって価値あるものであると言われてます。
　遊ぶことは、心身の発育・発達や自主性・創造性・社会性などを身につけるのに不可欠だと思います。
　次に、現在、南大隅町にある、遊具がある公園、施設の現況を教えて下さい。

町長（森田俊彦君）
　担当課長に答弁させます。

企画課長（尾辻正美君）
　現在町内で遊具のある広場等といたしましては、小学校、幼稚園を除きまして、確認している所、みなと公園に２基ほど、蔵住宅に１基、それと保育園、これは日曜以外は一般の保護者、子どもに開放しているというふうに伺っております。

（「日祭日に開放しているということ。」との声あり）

　いえ、日曜日以外。

（「以外。」との声あり）

根占保育園の裏の方に広場があって、遊具等、ジャングルジム、それに滑り台、鉄棒等がございます。そこは日曜日以外は、自由に使っていいと伺ったところでございます。
以上が把握しているところでございます。
以上です。

３番（津崎淳子さん）
公園としては、みなと公園に１つで、蔵団地に１つ、保育園の方に日曜日以外で使われるということなんですけど、やっぱり不審者とか入ったりとかっていう不安で、門を締めているっていうことはないんでしょうか。小学校とか幼稚園とかはされてると思うんですが。

企画課長（尾辻正美君）
直接会ってお話を伺ったんですが、日曜日以外は使っていいと伺ったところでございます。

３番（津崎淳子さん）
使っていいっていうことなんですけど、やはり母子としてっていうか、母親としては、ちょっと授業っていうか、されてる中を入っていくっていうのは何か遊びに入りにくい状況だと思うんですけど、旧小中学校の遊具は現在どうなっているんでしょうか。

教育長（山﨑洋一君）
教育振興課長に答弁させます。

教育振興課長（上大川秋広君）
ただいまのご質問で、旧小学校と中学校ですが、閉校いたしました旧小学校９校、中学校２校の遊具は、全て撤去してあり、現在利用出来るものはございません。

３番（津崎淳子さん）
南大隅町に嫁いで来た人や移住して来た人や子供を持つ母親たちから公園が欲しい、子供の遊び場が欲しいと声が行政に上がってませんかお聞きします。

町長（森田俊彦君）
直接的に行政に要望という形で上がってきたことはないんですけれども、周りで子育て世代の方々からの声は聞いたことがございます。
先の９月会議の時にもその話をしたかというふうには思っておりますけれども。

３番（津崎淳子さん）
先日、女性議員と語る会で、女性団体やＰＴＡの方々が参加され、要望等のアンケートをいただきました。
その中で南大隅町は子育てをしやすいという意見もあったんですけど、実際は、子どもの遊ぶ場がありません。暑い日や雨の日にも子供たちが楽しく過ごせる場所をぜひ作っていただきたい。子どもたちからもそういう意見があります。という言葉と、また子供たちが外で遊ぶ姿が見たい、声が聞きたいと書かれていました。また移住された方や

嫁いで来た母親からも、子育て支援策は他と比べても良いと思うが、遊ばせる場所がない、子どもを遊ばせながら子育ての悩みや相談出来るママ友を作りたいが場所がないと。私も同じ体験をしているのでよく分かります。
　次、お願いします。

〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕

町長（森田俊彦君）
　次に第②項「今後の計画の有無を伺う。」とのご質問でございますが、９月会議における松元議員の一般質問を受け、導入事業の選定を行っております。設置場所は、近場が適当であることは、９月会議においてお答えしたとおりでございますが、遊具の規模等は、導入事業の種類により単年度で実施するか、複数年度で実施するか、選択肢は残っております。
　公園の必要性は十分認識しておりますので、利用者及び町にとっても効果的な事業計画を立ててまいりたいと考えております。

３番（津崎淳子さん）
　３ヶ月前からして具体的にだんだん詰めていっていただいてると思うんですけど、近場でということなんですけど、松元議員も根占と佐多と１つずつは欲しいということなんですけど、私もやはり根占と佐多に１つずつは必要だと思います。
　これから整備される旧大泊小学校跡地の整備計画の場所か大泊公園多目的施設の一角に佐多では出来ないでしょうか。
　まず佐多の方でお聞きします。

町長（森田俊彦君）
　観光課長に答弁させます。

観光課長（打越昌子君）
　今、津崎議員の方からございました大泊周辺整備の件でございますけれども、現在、国立公園交付金事業によりまして、大泊周辺の整備計画を進めておりますけれども、今の計画でいくと少々趣旨が違ってきますので、現段階ではお答え出来ないところでございます。

３番（津崎淳子さん）
　趣旨が違うということなんですけど、佐多岬に大泊海浜公園多目的施設は、前回の会議の時に、町長が旅行者も使えるということだったので、佐多岬に行かれた旅行者の方とかもやっぱし家族もいると思いますので、使えるような方向に持っていっていただけたらなと思います。
　次に根占の方ですけど、やはりまた松元議員と同じで、私もみなと公園が良いと思います。
　平成２８年３月会議で松元議員の質問で町長は、公園として整備されたみなと公園内をグラウンドゴルフ場として整備しないと言われ、その後グランドゴルフ愛好者の要望で多目的広場が造られました。多目的広場は、申請しなくても一般の人でも朝早くから使用していいとのことなので、やはりグランドゴルフをされる方は、多目的広場でしていただいて、みなと公園を子供たちが思いっきり遊べ、大人も高齢者も集える場にして

ほしいです。
　遊び場にすることによって、フェリーを待つ子供たちやテントサイトに泊まるファミリーや遊んだ後になんたん市場に買い物に寄ったりすれば、また相乗効果が出るんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

町長（森田俊彦君）
　先の答弁で申しましたように、もう必要性は十分に認識しておりますし、そのエリアだということは、説明のとおりだと思います。
　ただ利用者並びに町として効果的な事業計画を今後立てて参りたいというふうに言いましたとおり、進めていきたいというふうに思っております。

３番（津崎淳子さん）
　分かりました。進んでお願いしたいと思いますけど、遊具施設に関して危険性な遊具施設の管理、運用を心配されるのは分かりますが、遊具があることによって、順番を守る、譲り合い、待つ、忍耐力、多少の怪我は危ないと注意されることで、危険回避能力、一緒に遊ぶことでコミュニケーション力が育つと思います。
　遊具の管理をしっかりとし、子どもと保護者には、遊びには一定の自己責任が伴うものであることを認識していただくように努めていくしかないと私は思います。
　母親たちの声に耳を傾けて早期に整備をお願いしたいと思います。
　今回、一般質問にこの２つを挙げましたが、ＩＣＴ活用やプログラミング教育など、情報社会で生き抜いていく力を育てることは、今の時代には必要なことですが、視聴に偏っている子どもたちの五感の発達にどう影響して、子供たちの知的発達や人格形成にどのような影響を与えるのか分からなく少し危惧します。その為に子どもの時には、外での遊びを通して自然を感じ、体を使い実体験を重ねて心のバランスを保ち、成長していってほしいと願います。
　以上で質問を終わります。

議長（大村明雄君）
　これで一般質問を終わります。

▼ 日程第　５　議案第２６号　平成３０年度南大隅町一般会計補正予算（第７号）について
▼ 日程第　６　議案第２７号　平成３０年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について
▼ 日程第　７　議案第２８号　平成３０年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について
▼ 日程第　８　議案第２９号　平成３０年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第２号）について
▼ 日程第　９　議案第３０号　平成３０年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第５号）について
▼ 日程第１０　議案第３１号　平成３０年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第２号）について
▼ 日程第１１　議案第３２号　平成３０年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

議長（大村明雄君）
日程第５　議案第２６号　平成３０年度南大隅町一般会計補正予算（第７号）についてから、日程第１１　議案第３２号　平成３０年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）についてまで、以上７件を一括議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

〔　町長　森田　俊彦　君　登壇　〕

町長（森田俊彦君）
議案第２６号から３２号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。
議案第２６号は、平成３０年度南大隅町一般会計補正予算（第７号）についてであります。
本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千2百12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億9百54万4千円とするものでございます。
「第１表　歳入歳出予算補正」では、歳出予算に「定住促進住宅取得資金補助金」、「過年度分国県負担金精算償還金」、「佐多岬熱帯果樹施設整備事業」、「林業成長産業化地域創出モデル事業」、「大泊海浜公園多目的施設建設設計」等の計上及び人件費の調整を行い、歳入予算では所要の財源として、国・県支出金、繰越金、町債等を計上したものであります。
また「第２表　債務負担行為補正」において、庁舎警備委託等、平成３１年度の業務委託料を計上し、「第３表　地方債補正」においては、限度額の変更をおこなっております。
次に、議案第２７号は、平成３０年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。
本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2千7百30万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1千5万1千円とするものであります。
今回の補正は、歳出予算では賦課徴収事務に係る職員時間外手当、療養給付費等負担金等の償還金、基金積立金等を計上し、歳入予算では繰入金、繰越金等を計上したものであります。
次に、議案第２８号は、平成３０年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。
本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2百90万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4千9百23万5千円とするものであります。
今回の補正は、歳出予算に水道メーター検針機購入事業に係る経費及び人件費、公課費の調整等を計上し、歳入予算では、所要の財源として繰入金、繰越金等を計上したものであります。
また「第２表　債務負担行為」においては、平成３１年度業務に係る水質検査業務委託等を計上しております。
次に、議案第２９号は、平成３０年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。
本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ73万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千4百54万8千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算においては、施設管理費、医業費に係る経費の調性をそれぞれ行い、歳入予算では、所要の財源として使用料及び手数料、繰入金を調整したものであります。

次に、議案第３０号は、平成３０年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第５号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 百 24 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 2 千 1 百 98 万 9 千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算に、認定調査用公用車の購入費用を計上し、歳入予算では所要の財源として繰入金を計上したものであります。

次に、議案第３１号は、平成３０年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第２号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 百 34 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 千 8 百 80 万 7 千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、地域包括支援センター公用車の購入経費及び、包括システム維持改修負担金を計上し、歳入予算では所要の財源として繰入金を計上したものであります。

次に、議案第３２号は、平成３０年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3 百 53 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3 千 1 百 59 万 8 千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、保険基盤安定分担金の決定に伴う広域連合納付金を減額調整し、歳入予算では繰入金を減額計上したものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康徳君）

それでは議案第２６号一般会計補正予算（第７号）についてご説明いたします。

まず１ページでございます。

議案第２６号　平成３０年度南大隅町一般会計補正予算（第７号）

平成３０年度　南大隅町の一般会計補正予算（第７号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 千 2 百 12 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 75 億 9 百 54 万 4 千円とする。

２、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

６ページをお願いします。

「第２表　債務負担行為補正」であります。

平成３１年度に入りすぐに業務を始める必要があることから、庁舎警備委託等　計１０件の限度額を設定するものでございます。

次に、「第３表　地方債補正」であります。
合併特例事業の限度額を 7 億 5 千 9 百万円に、臨時財政対策債の限度額を 1 億 4 千 7 百 58 万 2 千円に、農業振興事業の限度額を 4 千 5 百 50 万円に、観光施設整備事業の限度額を 1 億 2 千 10 万円に、災害復旧事業の限度額を 2 千 70 万円にそれぞれ変更するものでございます。
なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。
９ページをお願いします。
歳入でございます。
１４款　国庫支出金、１項　国庫負担金、３目　災害復旧費国庫負担金に、文教施設災害復旧費負担金　1 百 94 万円。
１０ページをお願いします。
下段の１５款　県支出金、２項　県補助金、４目　農林水産業費補助金に安定供給体制整備推進事業補助金 1 千 6 百 71 万 7 千円。
１１ページをお願いします。
１８款　繰入金、１項　基金繰入金につきましては、今回の補正財源の調整として、１目　財政調整基金を 4 千 6 百 35 万 8 千円減額し、３目　ふるさとおこし基金繰入金を 5 百 86 万 1 千円計上しております。
１２ページをお願いします。
２１款　町債、１項　町債は、今回補正予算の財源として事業ごとに計上したものでございます。
次に歳出でございますが、１４ページをお願いします。
２款　総務費、１項　総務管理費、１２目　諸費に過年度分国県補助金の精算償還金等として、２３節　償還金利子及び割引料 3 千 5 百 52 万円。
１６ページをお願いします。
５款　農林水産業費、１項　農業費、３目　農業振興費に佐多岬熱帯果樹施設に係る外構工事として、１５節　工事請負費 2 百万円。
１７ページをお願いします。
５款　農林水産業費、２項　林業費、２目　林業振興費に林業成長産業化（地域創出モデル事業）による中間土場整備費として、１５節　工事請負費　2 千 2 百万円。１８節　備品購入費 1 千 2 百 11 万 2 千円。
２０ページをお願いします。
９款　教育費、６項　保健体育費、２目　保健体育施設費に大泊海浜公園多目的施設建設に係る設計業務委託の追加分として、１３節　委託料 9 百 61 万 9 千円。
２１ページをお願いします。
１０款　災害復旧費、４目　文教施設災害復旧費、１目　文教施設災害復旧費に、台風２４号被害による神山小学校及び第一佐多中学校の復旧費用として、１５節　工事請負費 2 百 61 万円。１８節　備品購入費 30 万円計上しております。
以上よろしくご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

町民保健課長（田中輝政君）
次に、議案第２７号の平成３０年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明をいたします。
１ページをお開きください。
議案第２７号　平成３０年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
平成３０年度　南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定

めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 千 7 百 30 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 1 千 5 万 1 千円とする。
２、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
主なものについてご説明をいたします。
６ページをお願いいたします。
歳入でございます。
９款　繰入金、１目　一般会計繰入金 1 千 9 百 70 万 3 千円の減額は、財政安定化支援事業繰入金の決定及び基金繰入金への組替え等でございます。同じく、９款　繰入金、１目　基金繰入金 3 千 3 百 91 万 4 千円は、その他繰入金からの組替え及び療養費等負担への充当でございます。
次に、７ページをお願いいたします。
歳出でございます。
３款　国民健康保険事業費納付金、１目　一般被保険者医療給付費分と同じく、３款国民健康保険事業納付金、１目　一般被保険者後期高齢者支援金等分は、財源の更正であります。１１款　諸支出金、１９目　療養給付費等負担金償還金 3 千 1 百 38 万 1 千円は、療養費給付費等負担金償還金の決定によるものです。
以上、ご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

建設課長（熊之細等君）
それでは、次に、議案第２８号　平成３０年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。
１ページをお願いいたします。
議案第２８号　平成３０年度　南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）
平成３０年度　南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 百 90 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4 千 9 百 23 万 5 千円とする。
２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
（債務負担行為）
第２条　地方自治法　第２１４条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。
４ページをお願いいたします。
平成３１年４月１日からの業務開始に伴い、水質検査業務他２件の債務負担行為の設定を行うものでございます。
続きまして７ページをお願いいたします。
歳入についてご説明いたします。
５款　繰入金、１項　一般会計繰入金、１目　一般会計繰入金 2 千 1 百 16 万 3 千円の減額、消費税確定申告等に伴う歳出の減額及び還付による財源調整を行うものでございます。６款　繰越金、１項　繰越金、１目　繰越金　平成２９年度決算により確定しました前年度繰越金 5 百 73 万 5 千円を計上し、７款　諸収入、２項　雑入、１目　雑

入１千２百 51 万９千円は、平成２６年度分から平成２９年度分の消費税の還付金を計上したものでございます。
８ページをお願いいたします。
歳出の主なものについてご説明いたします。
１款　総務費、１項　総務管理費、１目　一般管理費を５百 80 万９千円を減額するものであります。１８節　備品購入費に４百 50 万円。水道メーター検針機の購入であります。
２７節　公課費　平成２９年度分消費税の確定により１千 55 万２千円を減額するものでございます。２款　基金積立金、１項　基金積立金、１目　基金積立金に２百 90 万円。平成２９年度決算により余剰となりました分を積み立てるものでございます。
以上よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

支所長（馬見塚大助君）
次に、議案第２９号　診療所事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明いたします。
１ページをお開きください。
議案第２９号　平成３０年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第２号）
平成３０年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 73 万９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億２千４百 54 万８千円とする。
２、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
７ページをお願いします。
歳出でございます。
今回の補正は、人件費の調整及び医療用薬品代等の支出見込みによる増減であります。
主なものとしまして、１款　総務費、１項　施設管理費、４目　郡診療所一般管理費の３節　職員手当等 85 万２千円の減額。２款　医業費、１項　医業費、２目　佐多診療所医療用消耗機材費、１１節　需用費の消耗品費 60 万円の減額。６目　佐多診療所医業用衛生材料費、１１節　需用費の医療用薬品代 80 万円の現額。８目　郡診療所医業用衛生材料費、１１節　需用費の医療用薬品代１百 45 万８千円を計上しております。
６ページ歳入でございます。
１款　使用料及び手数料、１項　使用料、１目　診療使用料に郡診療所診療使用料 83 万７千円の計上と３款　繰入金、１項　一般会計繰入金、１目　一般会計繰入金に、今回の補正予算の財源調整として、１百 57 万６千円を減額計上いたしました。
以上、ご審議、ご決定くださるよう、よろしくお願いいたします。

介護福祉課長（下園ひとみ君）
それでは、議案第３０号　平成３０年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第５号）につきまして、ご説明をいたします。
１ページをお開き下さい。
平成３０年度　南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第５号）
平成３０年度　南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 百 24 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 2 千 1 百 98 万 9 千円とする。
２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
７ページをお開き下さい。
１款　総務費、１目　認定調査等費、１２節　役務費 4 万 6 千円。１８節　備品購入費１百 20 万円。介護認定調査員用の公用車廃車に伴いまして、新規購入を増額補正させていただくものでございます。なお歳入につきましては、一般会計繰入金を予算計上をしております。
続きまして、議案第３１号の方をお願いいたします。
議案第３１号　平成３０年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第２号）についてご説明をいたします。
１ページをお開き下さい。
平成３０年度　南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第２号）
平成３０年度　南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 百 34 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 千 8 百 80 万 7 千円とする。
２、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
７ページをお開きください。
１款　総務費、１目　一般管理費、１２節　役務費 4 万 6 千円。１８節　備品購入費 1 百 20 万円。これにつきましても、地域包括支援センターの公用車廃車に伴いまして新規購入をお願いするものでございます。また、１９節　負担金 9 万 8 千円につきましては、新元号対応への包括システム改修負担金でございます。
歳入につきましては、一般会計繰入金 1 百 34 万 4 千円を計上させていただいております。
以上、よろしくお願いいたします。

町民保健課長（田中輝政君）
次に、議案第３２号の平成３０年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明をいたします。
１ページをお開きください。
議案第３２号　平成３０年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）
平成３０年度　南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 百 53 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3 千 1 百 59 万 8 千円とする。
２、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

６ページをお願いいたします。
歳入でございます。
３款　繰入金、２目　保険基盤安定繰入金 3 百 53 万 9 千円の減額は、保険料軽減分確定によるものでございます。
７ページをお願いいたします。
次に、歳出でございます。
２款　後期高齢者医療広域連合納付金、１目　後期高齢者医療広域連合納付金 3 百 53 万 9 千円の減額は、保険基盤安定分担金確定によるものでございます。
以上、ご審議、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

▼ 散　会

議長（大村明雄君）
以上で本日の日程は全部終了しました。
１２月２１日は、午前１０時から本会議を開きます。
１２月１８日は、常任委員会となっております。
本日はこれで散会します。

散　　会　：　午後　３時４５分